

第3期

# すまいる子ども・若者プラン

令和7年度～令和11年度

## 第3期 すまいる子ども・若者プラン 令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発行／三条市教育委員会

〒959-1192 新潟県三条市新堀 1311

TEL (0256)45-1113 FAX (0256)45-1130

ホームページ (URL) <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail: [kosodate@city.sanjo.niigata.jp](mailto:kosodate@city.sanjo.niigata.jp)

編集／三条市教育委員会 子育て支援課



三条市

## はじめに

人口減少・少子化が著しく進行する中、若年世代の子育てに対する抵抗感を払拭しつつ社会が全体として子育てしやすい環境となっていくよう、これまで政府はもちろん全国の各自治体は、様々な工夫を重ね支援施策を展開してきました。

当市においても、第1期及び第2期にわたるすまいる子ども・若者プランの下、個々の家庭では調えられない子育ての基盤づくりに注力し、子育て環境が持続可能なものとなるよう取り組んできたほか、正に今子育て中の若年世代のニーズを直接的に満たしていけるよう、子育て家庭への経済的支援も充実させてきました。

しかし他方で、少子化のスピードは加速していることに加え、子育ての孤立化にも至る人と人とのつながりが希薄化していることなど、子育て家庭を取り巻く環境は更に変化してきています。

さらに、多様性を肯定する社会となったとされる一方で、皮肉にも相互のコミュニケーションを促進するはずのSNS等がそれを阻害し閉塞感を及ぼすなど、「認め合う」価値観そのものが社会全体としては未だ成熟したとは言い難い状況も見受けられます。こうした社会的価値観の不安定さが、不登校やひきこもり、さらには児童虐待の増加などにもつながり、自己形成と社会性涵養の大切な時期にある子どもたちやそれを支える子育て世代の、生きづらさ、困り感などとなって現れているのかもしれない。

こうした状況下、政府では、令和5年4月にこども基本法を制定しました。

同法では、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指」すとしています。

これら現下の社会環境を踏まえ、第3期のプランでは、「こどもまんなか社会」の実現を念頭に置き、子どもたちが健やかに自己形成できる環境づくりは我々大人の責務であるとする基本的な考えと、そのためにも子どもにとって最も身近で大切な成育環境である家庭そのものへ一層の支援が必要であることを改めて認識し施策を構成いたしました。

「すべての子どもがライフステージに応じて、安心できる環境で健やかに自己形成していける環境づくり」、そして「子育て家庭が子育てに対し不安や負担を感じることなく喜びを実感できる環境づくり」を目的とした施策の実現に向け、様々な取組の充実を図ってまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案をいただいた市民の皆さまを始め、熱心に御審議をいただきました三条市こども未来委員会委員の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

三条市長 滝 沢 亮

目次

	(ページ)		
第1章 第2期すまいる子ども・若者プランの総括	1	2 事業体系	64
1 第2期すまいる子ども・若者プランの実施状況	1	3 提供区域の設定	65
2 第2期すまいる子ども・若者プランの総括	6	4 教育・保育の量の見込みと確保方策	68
3 第2期すまいる子ども・若者プランの目標達成状況	7	5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74
第2章 三条市の子どもたちを取り巻く現状	8	第7章 すまいる子ども・若者プランの推進	90
1 子どもたちを取り巻く環境の変化	8	1 プランの推進体制	90
2 施策を取り巻く制度等の改変経過	33	2 プランの成果指標	91
第3章 現状認識と課題	34	資料	92
第4章 第3期すまいる子ども・若者プランの基本的な考え方	36	1 関係法令	92
1 プランの目的	36	2 第3期すまいる子ども・若者プラン策定の経過	97
2 プランの位置付け	37	3 三条市こども未来委員会委員名簿	99
3 プランの計画期間	37		
4 プランの対象	37		
5 プランの施策体系	38		
第5章 第3期すまいる子ども・若者プランの内容	39		
I 子どもの健やかな成育への支援	39		
I-1 子ども・若者の安定的な自己形成の場の充実	39		
I-2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	42		
I-3 子ども・若者の安心感の確保	45		
I-4 子ども・若者の視点の尊重	48		
II 子育て当事者への支援	49		
II-1 子育て環境の充実	49		
II-2 子育て家庭への支援の充実	53		
II-3 ひとり親家庭への支援	56		
III 家庭、地域の意識の醸成	58		
III-1 地域による子育て支援の機運の醸成	58		
III-2 子育て家庭の家庭運営への支援	60		
第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開	63		
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」等の推計の趣旨	63		

## 第1章 第2期すまいる子ども・若者プランの総括

### 1 第2期すまいる子ども・若者プランの実施状況

第2期すまいる子ども・若者プランでは、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」を目標に掲げ、この目標を実現するために「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念に、5つのプロジェクトを設定し総合的に様々な施策を展開してきました。

第1期プランから行ってきた各種の取組は第2期プランにおいても引き続き注力しつつ、掲げた目標の実現に向け、新たな取組に着手するとともに既存の取組を拡充し、施策を展開してきました。

新規に実施した主な取組などを示しつつ、第2期における各プロジェクトを振り返ると次のとおりとなります。

#### I 子育てと仕事の両立プロジェクト

多様な働き方に対応しつつ子育てと仕事が両立できる環境の充実を図るため、子どもの預かり環境や女性の働きやすさに視点を置き、保育園等や病児・病後児保育施設の整備への補助、児童クラブの整備、病児・病後児保育施設での児童の受入れ体制の充実、医療的ケア児の保育体制の整備を推進し、保育においては、令和5年度には年度途中の待機児童も解消するなど、積極的に環境整備を図ってきました。

他方、対象年齢の拡充などによる未満児一時預かり事業の充実を求める声もある中、その主要な担い手となっている民間の子育て支援団体が将来にわたって安定的にサービスを提供できる盤石な体制となるよう支援を図っていくなど、民間活力がより活躍できるよう進めていく必要があります。

〈プロジェクトの新たな取組の経過〉

- 施策1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実
- 施策2 子どもの放課後等の居場所の確保
- 施策3 男性の家事、子育て参加の促進
- 施策4 出産のために退職した女性等の再就職支援

施策	新たな取組	R2	R3	R4	R5	R6
施策1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実	つくし保育園移転改築への補助（子育て支援センター新設含む）		→			
	インマヌエル・ルーテル幼稚園施設整備への補助	●				
	塚野目保育所の駐車場整備			●		
	石上どれみ保育園の施設整備への補助			●		
	北陽保育園の施設整備への補助				→	
	県央基幹病院併設病児・病後児保育施設整備への補助				●	
	医療的ケア児の保育所受入れ	→	→	→	→	→
施策2 子どもの放課後等の居場所の確保	県央基幹病院併設病児・病後児保育施設開設					●
	さんさん児童クラブの開設（次年度増設）	●	●			
	月岡児童クラブの小学校敷地内での新築			●		

## II ハッピー子育てプロジェクト

「子育ては楽しいもの」「子育てを楽しむことが親と子の幸せにつながる」という考えの下、新たな子育て支援センターの整備、既存の公園への遊具等の整備を行うなど、親子で集い、楽しむことのできる場の充実を図ってきました。

また、子育てによる若年世代の経済的負担が課題とされる中、令和3年度以降には子育て家庭への経済的支援を各般にわたって充実させ、個々の家庭における子育てに対する経済的な不安の払拭に努めてきました。

さらに、子育て世代に親和性の高い SNS 等のツールを活用するなどし、子育てに関する相談をより身近に利用でき、また、子育てに有用な情報へよりアプローチしやすい環境の形成に努めてきました。

他方で、国のこども大綱において「こどもまんなか」が標榜される中、今後は、子育て世代の親の目線だけでなく、子どもの目線で子ども自身が居場所や遊び場を居心地のよい拠り所としていける環境づくりにも目を向けていく必要があります。

〈プロジェクトの新たな取組の経過〉

- 施策1 親子が集える場づくり
- 施策2 親子で楽しめる公園の整備
- 施策3 子育て家庭へのサポートの充実

施策	新たな取組	R2	R3	R4	R5	R6
施策1 親子が集える場づくり	つくし保育園子育て支援センター新設への補助		→			
	総合運動公園、大崎山公園の遊具・設備のリニューアル	●				
施策2 親子で楽しめる公園の整備	しらさぎ森林公園の遊具更新及び木道修繕		●			
	保内公園の遊具及びベンチの更新。東三条公園、四日町公園、広貞公園へ複合遊具設置			●		
	四日町公園、輪中の里公園、下田大橋河川公園の照明更新				●	
	総合運動公園の木橋改修				●	
	中浦ヒメサユリ森林公園の遊具更新及び遊歩道改修					●
	子育て支援サイト（HP）の開設				→	→
	子育て世帯家計応援給付金の支給（18歳までの子ども1人当たり1万円）			●		
施策3 子育て家庭へのサポートの充実	出産祝い品「ベビ♥パケ」の贈呈			→	→	→
	不妊治療費助成の開始、次年度拡充（自己負担額の2/3助成→全額助成）、先進医療（上限15万円助成）			→	→	→
	不育症治療費助成（上限15万円助成）				→	→
	伴走型出産・子育て応援事業による相談支援及び経済的支援				→	→
	妊産婦医療費助成の拡充（一部負担金を除き半額助成→全額助成）				→	→
	産後ケア事業の実施、令和5年度拡充（全額助成）			→	→	→
	子ども医療費助成の拡充（通院・入院ともに高校生まで）			→	→	→
	インフルエンザ予防接種費用の助成（1回につき2千円補助、高校生まで）				→	→
	第3子以降の副食費の免除			→	→	→
第3子以降の保育料の免除			→	→	→	
保育所等及び小中学校等の給食食材費高騰分に対する支援（令和4年8月分～）				→	→	

## III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト

次代を担う子ども・若者の健やかな成長のため、母子保健の各般の取組を拡充しつつ、歯科保健の充実や眠育の強化を図ってきました。

さらに、子どもの発育や子育てに対する不安を軽減していくため子どもの発育・子育て相談に引き続き注力してきたことに加え、すべての妊婦に対し妊娠届出時から相談支援を実施する伴走型出産・子育て応援事業を開始したほか、保護者の多様な働き方を考慮し、SNSを活用するなど気軽に、かつ、ささいなことでも相談できる

環境を構築しました。

これらの取組は、子どもの成長に合わせ継続していくことが肝要であることから、引き続き、着実にニーズに応じた体制を整えていく必要があります。

さらに、心の成長についても取り組んでいくことが子どもたちの健やかな成長につながることから、「私のメッセージ小学生大会」など、子どもや若者が普段の生活体験を通じて感じたことや社会問題に対する自らの考えを表明する場を設けてきました。

こども基本法の制定により改めて示されたように、子どもに関わる施策に対しては、その当事者である子ども自身の考えの反映が肝要です。今後は、様々な機会を捉えて、市が行う子ども施策に関する意見を子どもや若者から聴取し、その意見に対して市がフィードバックを行うなど、子どもや若者の社会参画意識を醸成し、より一層自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高める方策を充実させていく必要があります。

〈プロジェクトの新たな取組の経過〉

施策1 母子保健、家庭教育の充実

施策2 子どもの発育・子育て相談の充実

施策3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進

施策	新たな取組	R2	R3	R4	R5	R6
施策1 母子保健、家庭教育の充実	将来の妊娠を見据えたケア事業（妊娠を見据え体の状態を知るための検査費用助成）				→	→
	不妊治療費助成の開始、次年度拡充（自己負担額の2/3助成→全額助成）、先進医療（上限15万円助成）（再掲）			→	→	→
	不育症治療費助成（上限15万円助成）（再掲）				→	→
	妊産婦医療費助成の拡充（一部負担金を除き半額助成→全額助成）（再掲）			→	→	→
	産後ケア事業の実施、令和5年度拡充（全額助成）（再掲）		→	→	→	→
	産婦健康診査の実施				→	→
	新生児聴覚検査の実施				→	→
	1か月児健康診査の実施					●
	子ども医療費助成の拡充（通院・入院ともに高校生まで）（再掲）			→	→	→
	インフルエンザ予防接種費用の助成（1回につき2千円補助、高校生まで）（再掲）				→	→
3歳児健康診査における視力屈折検査の実施				→	→	
施策2 子ども発育・子育て相談の充実	LINE「子どもなんでも相談」の開始		→	→	→	→
	伴走型出産・子育て応援事業による相談支援及び経済的支援（再掲）				→	→

IV 子ども・若者支援プロジェクト

近年、児童虐待や発達障がい、不登校、ひきこもりなどの子どもや若者が抱える課題や困り感は多岐にわたり、また、それが家庭の生活困窮や保護者の障がいなどの要因と複雑化・重層化し解決が困難なケースが増えてきています。

こうした子どもたちに対する支援の対応は、どのような状況下にあっても迅速かつ確かなものであることが重要です。

このことから、運用開始から10年以上が経過した「子ども・若者総合サポートシステム」の各連携の在り方について点検し見直しを図る中で、支援情報の共有をよりスムーズに行うため、ICTを活用した連携手法の導入を図るなど、改めて、システムにおける関係機関の連携の在り方をより確かなものとしてきました。

子どもたちを取り巻く環境が変化し続ける中、システムそのものも柔軟に対応していけるよう、引き続き、随時検証しつつ運用していく必要があります。

〈プロジェクトの新たな取組の経過〉

施策1 子ども・若者総合サポートシステムの充実

施策2 三条っ子発達応援事業の充実

施策	新たな取組	R2	R3	R4	R5	R6
施策1 子ども・若者総合サポートシステムの充実	子ども・若者総合サポートシステムの点検・改善（調整機関運営マニュアルの策定）				→	→
	不登校児童生徒支援員の配置の充実	→	→	→	→	→

V 子ども・子育て応援社会プロジェクト

子ども・若者が健やかに成長することができる活力ある地域社会を実現させるため、青少年育成市民会議や子ども会連合会などの青少年育成関係団体の活動、自治会やPTA等の地域による登下校時の見守り活動、青少年指導委員による青少年パトロールなどへの支援に努めてきました。

また、継続的に通学路の危険箇所の改善対策に注力してきたほか、登下校のスクールバス運行基準の見直しの取組を開始するなど、子どもたちの通学環境の安全・安心の向上に努めてきました。

引き続き、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を応援する機運を高めていくとともに、子どもたちが毎日を過ごす地域環境の安全・安心を向上させていきます。

〈プロジェクトの新たな取組の経過〉

施策1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進

施策2 地域における安全・安心の確保

施策	新たな取組	R2	R3	R4	R5	R6
施策2 地域における安全・安心の確保	通学路への防犯カメラの設置				→	→

## 2 第2期すまいる子ども・若者プランの総括

子育てしやすいまちづくりは、「安心して子育てを楽しみ、次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つこと」を目指し、子どもの育成環境を様々な側面から調べていくことにあります。

この考えの下、第1期プランに引き続き、第2期プランにおいても「子育てと仕事の両立プロジェクト」「ハッピー子育てプロジェクト」「子ども・若者の健やかな成長プロジェクト」「子ども・若者支援プロジェクト」及び「子ども・子育て応援社会プロジェクト」の5つのプロジェクトを推進してきました。

各プロジェクトにおいて「想定される重点項目」として掲げた取組は、総じて着実に推進され、それぞれ一定の成果を上げたものと捉えています。

また、第1期プラン及び第2期プランでは、保育環境の充実や放課後の児童クラブの整備に代表される、子育てと仕事が両立できる環境の整備や子どもの育ちに関する困り感への支援体制の構築など、個々の子育て家庭では調べられない、行政が担うべき基盤づくり・環境づくりに主眼を置き、将来にわたる持続可能な子育て環境を構築していくための取組に注力してきました。

こうした基本的な方向感を基調としつつも、特に第2期プランにおいては、子ども医療費助成や妊産婦医療費助成の拡充、不妊治療費助成の充実など、多岐にわたり子育て家庭への経済的支援を充実させ、今正に子育てに取り組んでいる個々の子育て家庭のニーズに対して一層手厚く子育て支援施策を進めてきました。

これまでのプランにおいては、国を挙げての少子化対策志向から、施策の目線の当て方が、どちらかと言えば、「子育てする親のための」「子育てのしやすさ」に傾倒したものであったことも否めず、特に、初めての子育てを開始する「幼児期の子育て」への支援に集中した傾向もありました。

これら子育て支援に係る基盤づくり・環境づくりの施策、そして、子育て家庭の安心感を支える経済的支援等の施策、いずれの施策も常にニーズに敏感に、引き続き、推進していく必要があります。

今後は、こうした考え方に加え、こども基本法及びこども大綱の制定により、施策の視点として「こどもまんなか」と標榜されたように、発達障がい等がある児童への支援の更なる充実や子どもの貧困の解消に向けた対策の必要性、ヤングケアラーなどの課題が顕在化されてきている中、学童期、青少年期における学校生活以外の家庭生活への支援の更なる充実はもちろん、子どもの居場所・拠り所の在り方などについてもより一層焦点を当て検討を進めていく必要があります。

言い換えれば、これまでの「親の目線」に加え「子ども自身の目線」をより意識し、そしてそれらを総じてサービスに対する「利用者の目線」として捉え、子ども及び子育て家庭のニーズを敏感かつ多角的に捉えて施策を展開していく必要があります。

## 3 第2期すまいる子ども・若者プランの目標達成状況

	成果指標	平成30年度調査時	目標値	令和5年度調査時	目標達成状況
1	合計特殊出生率	1.43	1.58	1.12	未達成
2	子育てに不安を感じている人の割合	64.4%	50%	63.3%	未達成 (改善)
3	子育てについての相談先を知っている割合	—	90%	80.0%	未達成
4	子育てを負担と感じている人の割合	21.2%	25%	24.0%	達成
5	子育てに幸せを感じている人の割合	83.8%	99%	84.5%	未達成 (改善)
6	父親が家事や子育てをしていると思う人の割合	64.8%	90%	66.3%	未達成 (改善)
7	子育てと仕事が両立できていると思う人の割合(仕事をしていない人を除く。)	74.6%	80%	74.4%	未達成
8	保育が充実していると思う人の割合	33.4%	70%	35.5%	未達成 (改善)
9	三条市が子育てしやすいまちになったと思う人の割合	24.7%	70%	27.2%	未達成 (改善)

各種取組・事業の創設・充実に注力し着実に進めてきたことにより平成30年度調査時に比べ多くの項目において改善が図られたものの、令和5年度調査時の値は、目標を達成できませんでした。

要因としては、世論として人口減少・少子化への対応が常にクローズアップされ、子育て支援施策に対する子育て世代のニーズがより一層高まってきた中、相対的に、各種施策に対する満足度の伸び悩みを生じさせたこと、また、設定された目標については目指すべき理想ではあったものの、計画期間内においては理想の域を超えず、着実に達成していくべき現実的な値とは言い難かったことなどが考えられます。

そのほか様々な要因が考えられるものの、掲げた目標が達成できていないことは真摯に受け止めつつ、第3期のプランにおいても、引き続き、子育て世代が肌としてどう感じているかを視点として意識していきます。

また、第3期のプランにおける施策展開では、確実かつ具体的にその成果・効果が把握できその後の対応に活かせるよう、より定量的な指標を設定しプランを推進していくこととします。

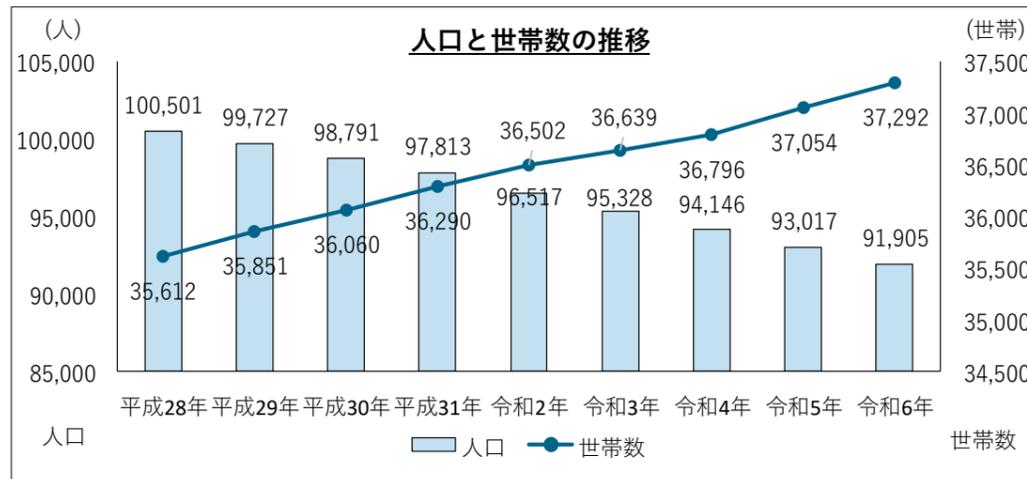
## 第2章 三条市の子どもたちを取り巻く現状

### 1 子どもたちを取り巻く環境の変化

#### (1) 人口等の推移

##### ア 人口と世帯数の推移

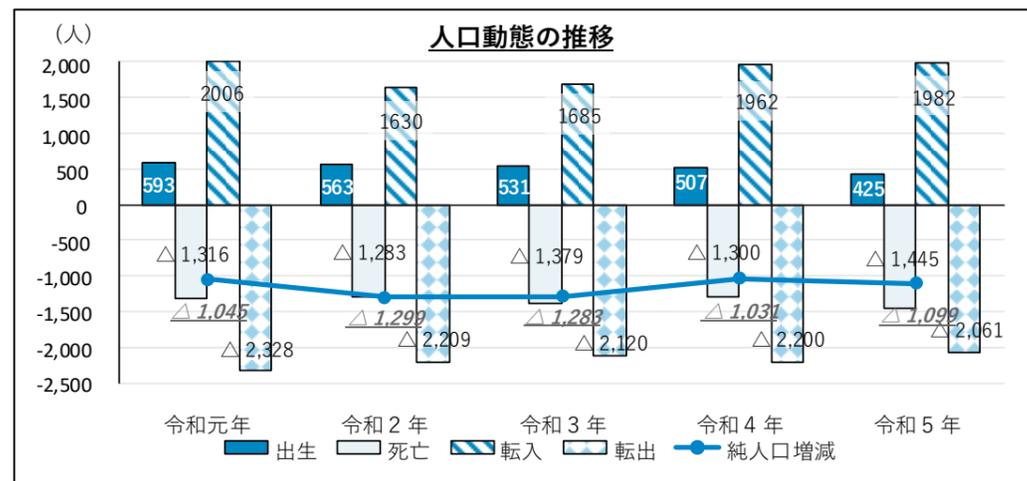
人口は年々減少していますが、世帯数は増加しており、核家族化、世帯規模の縮小化が更に進行しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

##### イ 人口動態の推移

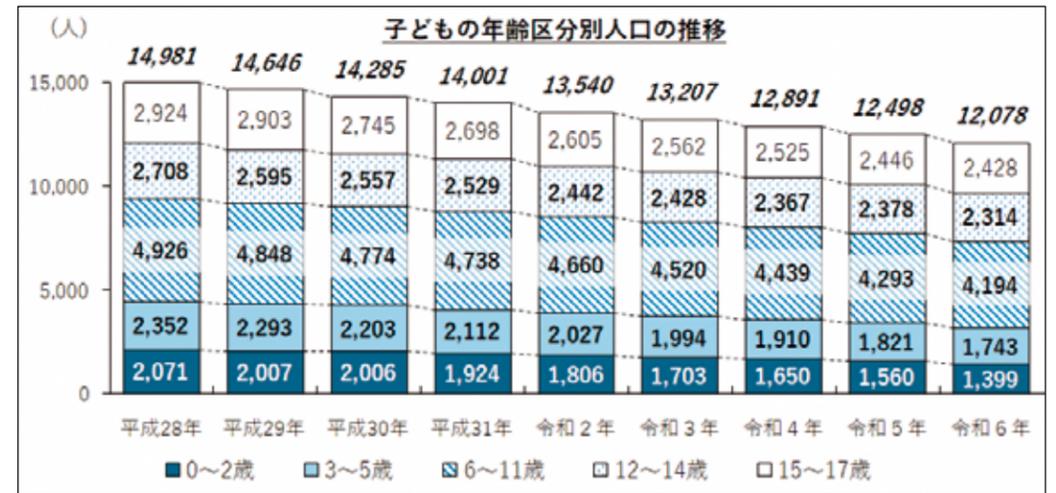
出生数は減少傾向にあり、令和5年は425人となっています。また、死亡数が出生数を上回り自然減の状態が続いています。社会動態では、転出数が転入数を上回る社会減と合わせ、純人口の減少が続いています。



資料：新潟県人口移動調査結果報告（各年10月1日現在）

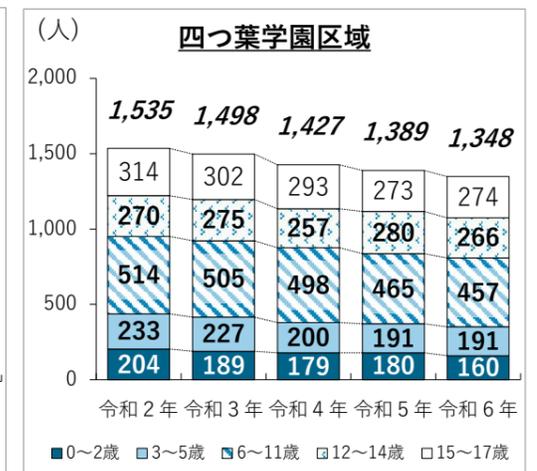
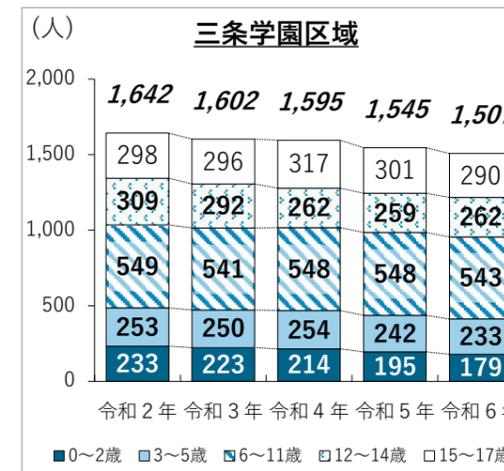
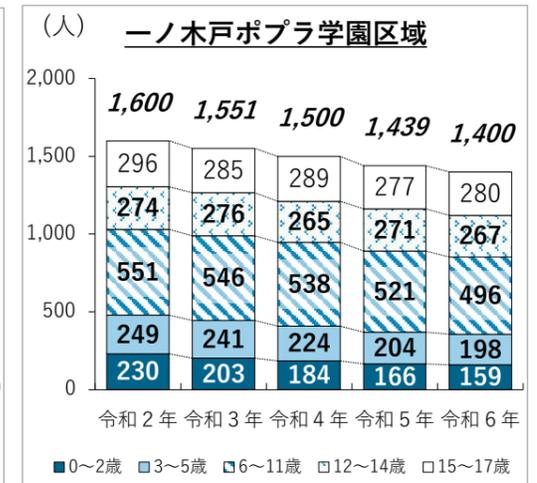
#### ウ 子ども年齢区分別人口の推移

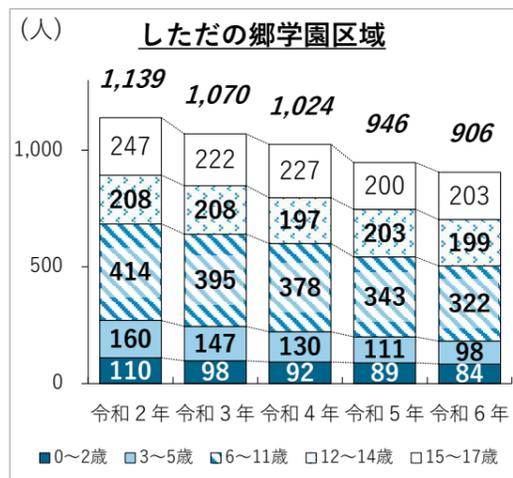
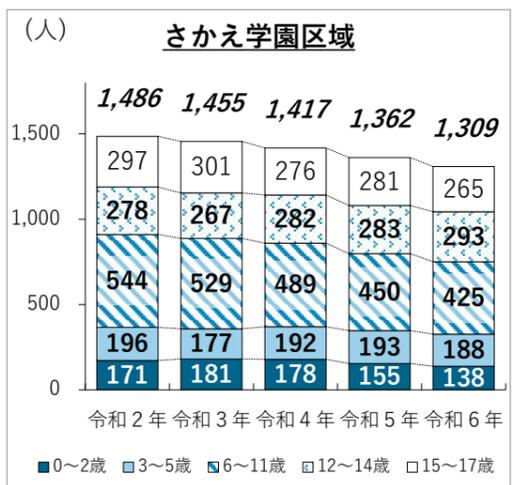
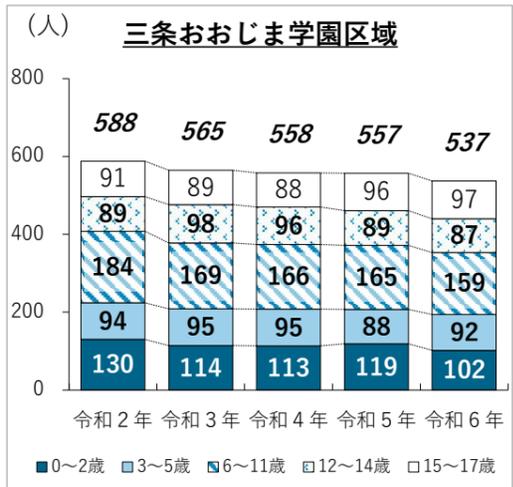
どの年齢区分においても減少傾向にあり、特に「0～2歳」の人口が少なくなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

#### 〈地区別の子ども年齢区分別人口の推移〉



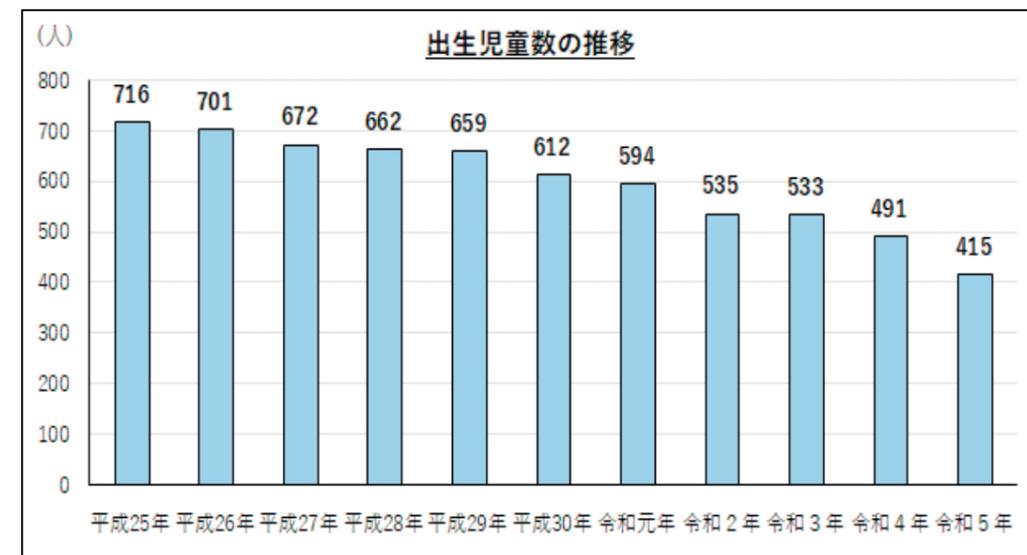


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 少子化の状況

ア 出生児童数の推移

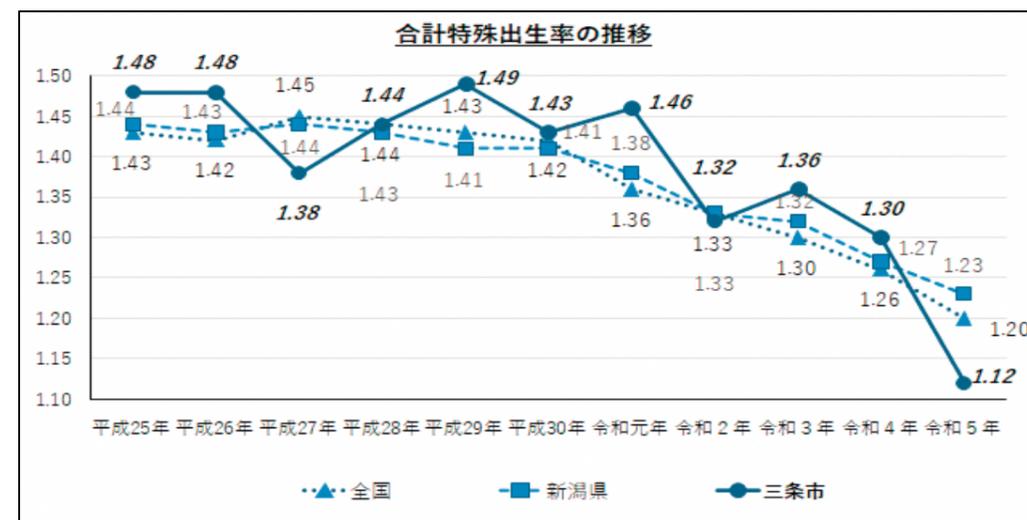
出生数は減少し続け、令和5年は415人となり、平成25年と比較し42.0パーセントの減、おおむね6割の出生数となっています。



資料：新潟県福祉保健年報（令和5年は人口動態調査）

イ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、おおむね全国や新潟県を上回る経過を見せてきたものの、令和5年度では逆転し、全国と比較し0.08ポイント、新潟県と比較し0.11ポイント下回り、1.12となっています。



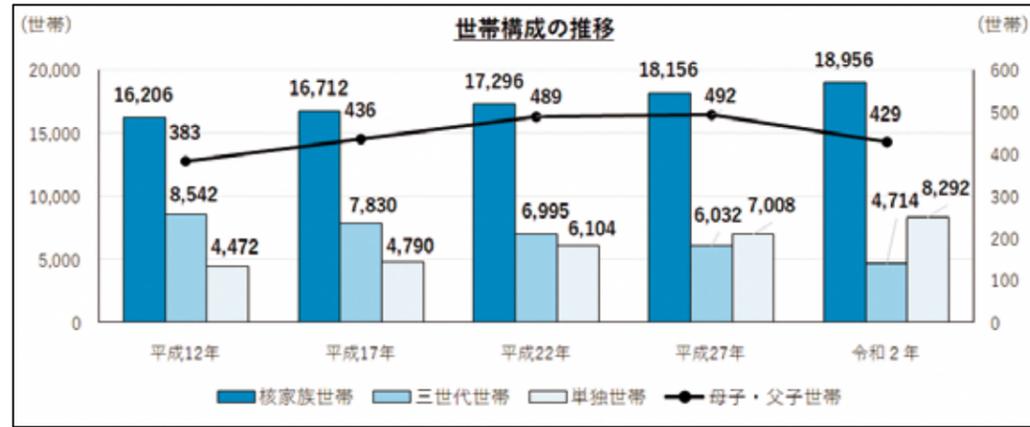
資料：新潟県人口動態統計（各年10月1日現在）

※ 合計特殊出生率：出生力、つまり人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみる際の主要な指標

(3) 家庭環境等の状況

ア 世帯構成の状況

核家族化が引き続き進行しているほか、単独世帯が増加しています。こうした背景の中で、母子・父子世帯は一定の減少傾向にあります。

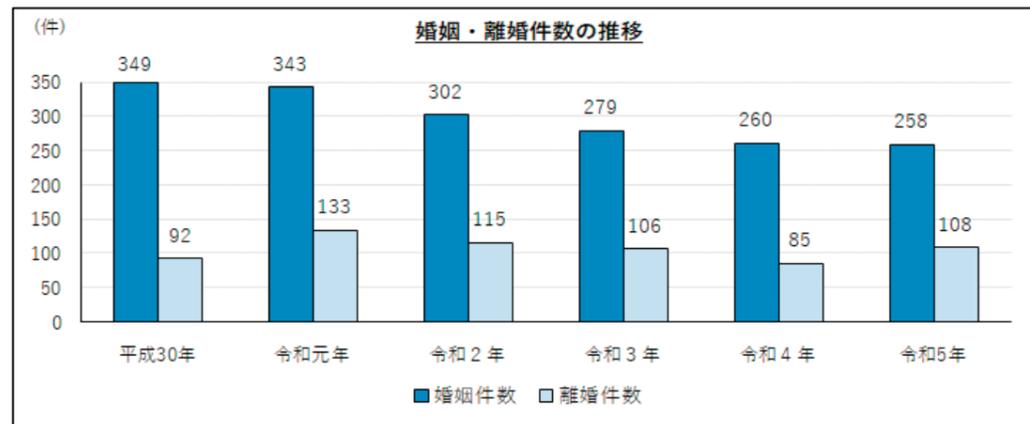


資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

- ※ 核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯又は女親と子どもから成る世帯
- ※ 単独世帯：世帯人員が1人の世帯
- ※ 母子・父子世帯：未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子どもから成る世帯であり、核家族世帯の内数

イ 婚姻数・離婚数の推移

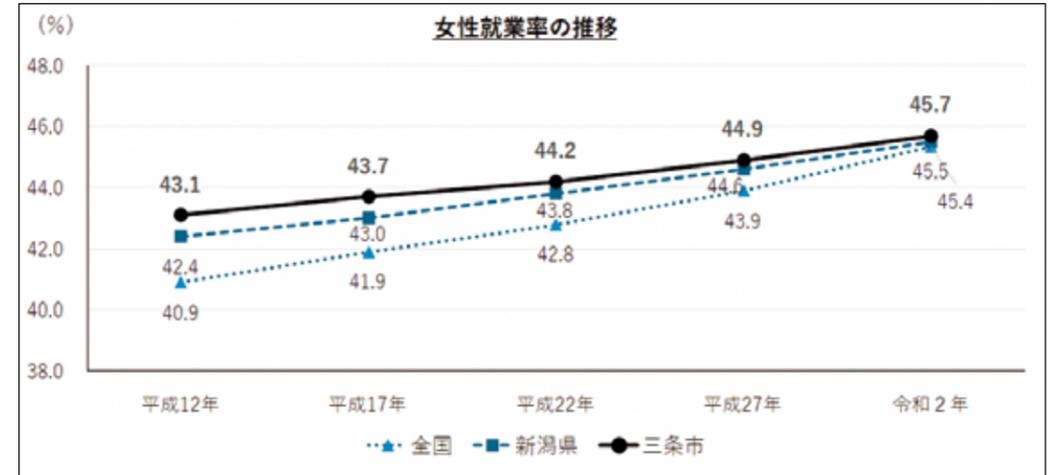
当市の婚姻件数は、平成30年以降減少傾向にあります。また、離婚件数は令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年は増加に転じました。



資料：新潟県福祉保健年報（令和5年は人口動態調査）

ウ 就業者に占める女性の割合

女性の就業割合は全国や新潟県と比較して高く、令和2年で45.7パーセントとなっており増加傾向で推移しています。また、主に子育て世代である25歳から44歳までの女性就業率が、平成27年以降は80パーセントを超えています。



資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

〈当市における25歳から44歳までの女性就業率の推移〉

(単位：人)

年齢	区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
25歳～44歳	総数	13,072	12,580	11,827	10,986	9,311
	就業者数	9,821	9,468	9,020	8,808	7,686
	就業率	75.1%	75.3%	76.3%	80.2%	82.5%

資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

(4) 児童関連施設の利用等の状況

ア 保育所、幼稚園等の状況

未満児保育のニーズの増加に伴い地域型保育事業が増加しているとともに、私立幼稚園及び私立保育園の認定こども園化が進んでいます。

また、少子化の中で児童数は毎年減少しているものの、入所(園)率は上昇傾向にあります。

〈保育所、幼稚園等の状況〉

(単位：施設、人)

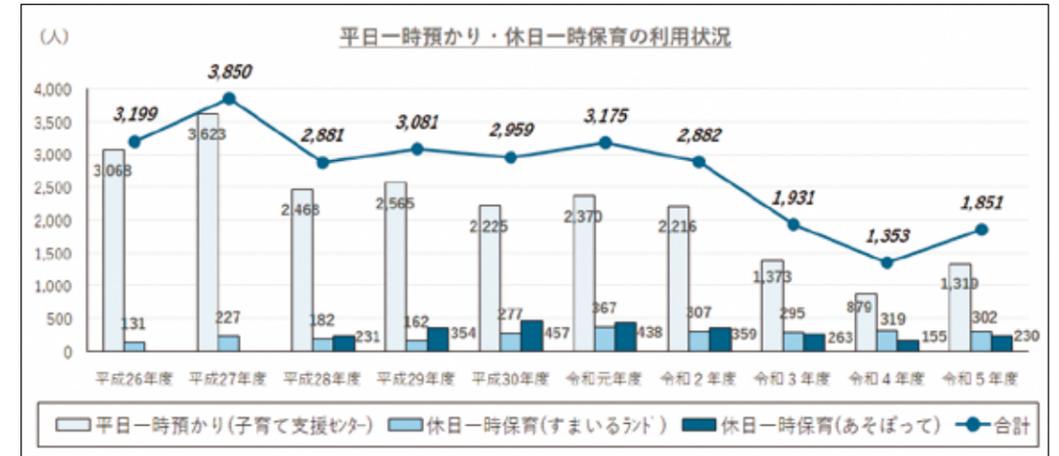
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～5歳人口		4,617	4,528	4,423	4,300	4,209	4,036	3,833	3,697	3,560	3,381
施設数	保育所(公立)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	保育園(私立)	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16
	幼稚園	7	6	5	5	3	3	3	2	2	2
	認定こども園	—	1	1	1	2	2	3	5	5	5
	地域型保育事業	—	—	1	2	2	2	2	2	3	3
	計	33	33	33	34	33	33	34	34	35	35
児童数	保育所(公立)	1,038	1,029	1,008	981	999	967	939	897	873	807
	保育園(私立)	1,908	1,932	1,909	1,867	1,788	1,778	1,701	1,608	1,535	1,487
	幼稚園	388	268	250	236	133	122	116	80	77	62
	認定こども園	—	111	125	136	233	230	244	341	330	333
	地域型保育事業	—	—	20	27	31	34	32	25	29	35
	計	3,334	3,340	3,312	3,247	3,184	3,131	3,032	2,951	2,844	2,724
入所(園)率	72.2%	73.8%	74.9%	75.5%	75.6%	77.6%	79.1%	79.8%	79.9%	80.6%	
未入所(園)児童数	1,283	1,188	1,111	1,053	1,025	905	801	746	716	657	

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）、子育て支援課（各年4月1日又は5月1日現在）

- ※ 保育所(園)、認定こども園及び地域型保育事業は各年4月1日、幼稚園は5月1日の数値
- ※ 児童数は、広域入所児童(受託・委託)を除く市内在住者とする。
- ※ 幼稚園の入園児童数は、満3歳以上児とする。
- ※ 認可外保育園の通所児童数は、「未入所(園)児童数」に含む。

イ 平日一時預かり及び休日一時保育の利用状況

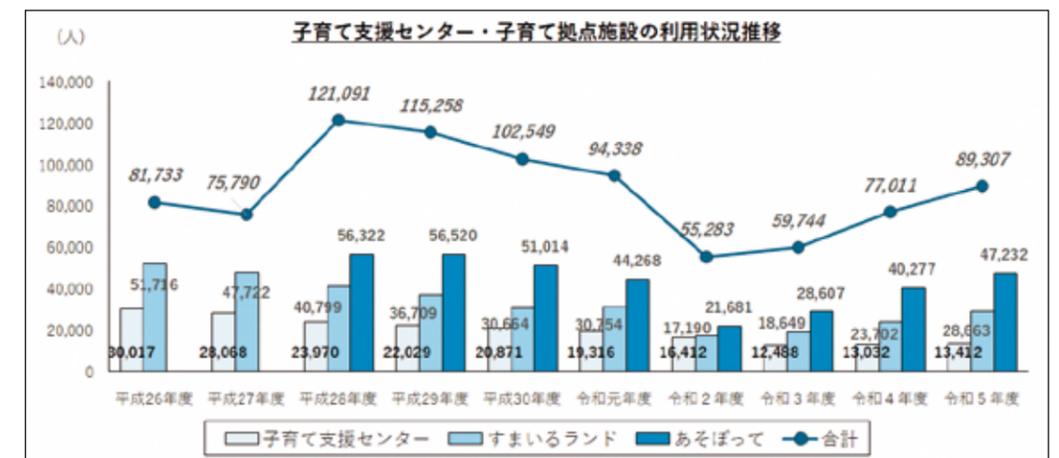
子育て支援センターでの平日一時預かり、すまいるランド及びあそぼってにおける休日一時保育は、平成28年度以降はほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度から令和4年度までの感染症禍により利用者の減少が続きました。令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、利用者が増加に転じています。



資料：子育て支援課

ウ 子育て支援センター及び子育て拠点施設の利用状況

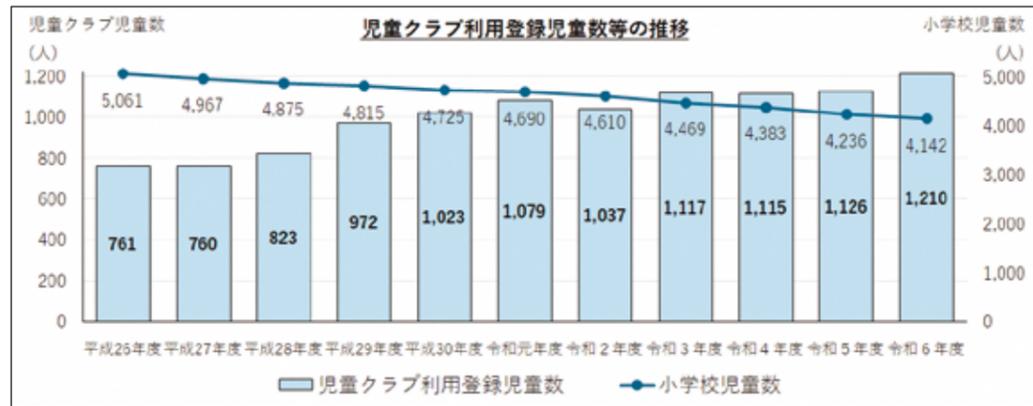
子育て支援センター、すまいるランド及びあそぼっての利用者数は、あそぼってが開館した平成28年度をピークに、緩やかな減少傾向であったものの、令和2年度に感染症禍の影響で大きく減少しました。令和3年度以降は増加に転じています。



資料：子育て支援課

エ 放課後児童クラブの登録状況

小学校の児童数は年々減少しているものの、児童クラブの登録児童数は令和元年度までは増加し、令和2年度以降は横ばい傾向にあります。

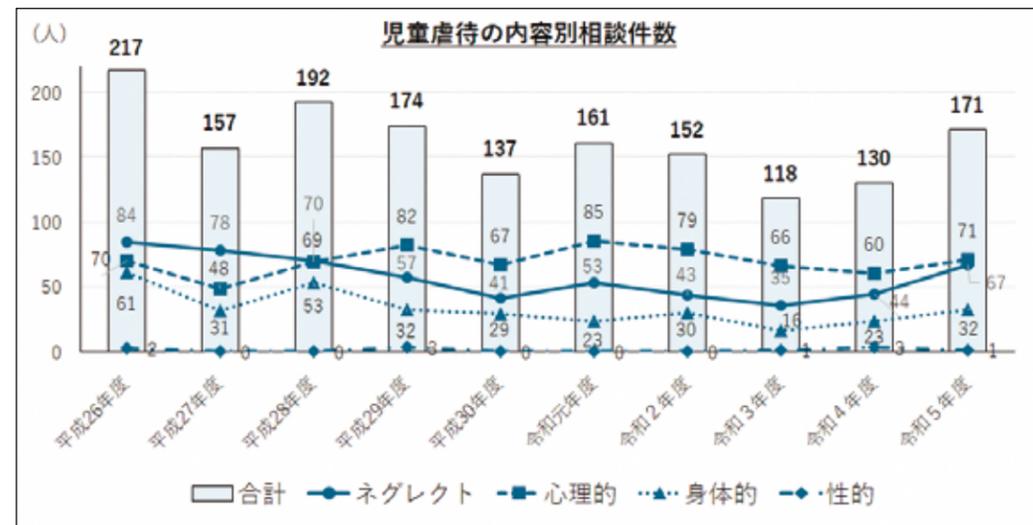


資料：子育て支援課、学校教育課

(5) 子ども・若者の課題等への支援状況

ア 児童虐待防止の状況

児童虐待に係る相談件数については、年度推移に係る一定の傾向は見えないものの、毎年100件を超える相談があり、近年はネグレクトに係る相談件数が増加傾向にあります。



資料：子ども家庭サポートセンター

- ※ ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、次に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ・保護者以外の同居人による、児童の身体に外傷が生じ、又は、生じる恐れのある暴行を加えること。
  - ・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
  - ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

イ 障がい等支援の状況

(7) 児童発達支援の利用状況

未就学児を対象に日常生活における基本的動作等の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う児童発達支援の利用については、令和元年度にかけて増加しましたが、令和3年度に減少し、その後横ばい傾向にあります。



資料：子ども家庭サポートセンター

(4) 放課後等デイサービスの利用状況

小学生から高校生までの児童・生徒を対象に生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行う放課後等デイサービスの利用については、新たなサービス提供事業所の開設とともに年々増加傾向を見せています。



資料：子ども家庭サポートセンター

(7) 特別支援学級の児童生徒数の推移

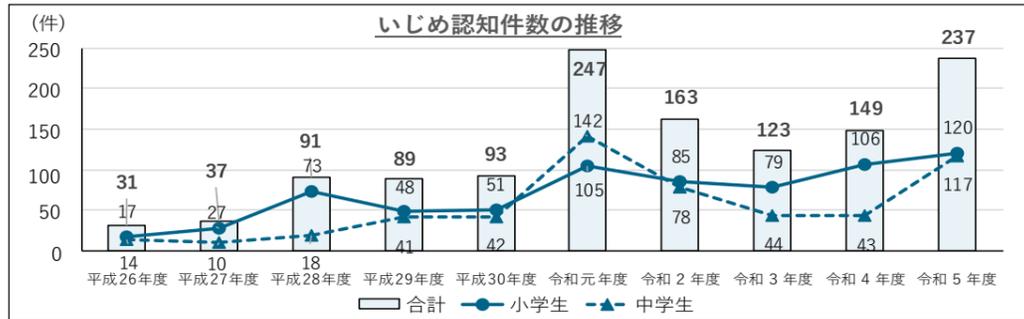
特別支援学級の児童生徒数は令和3年度まで増加傾向にあり、令和3年度以降は横ばい傾向にあります。



資料：学校教育課 (各年5月1日現在)

ウ いじめ認知件数の推移

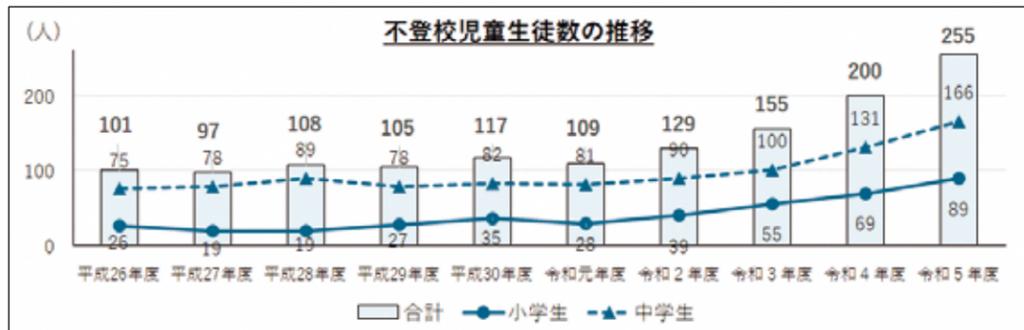
いじめの認知件数は、感染症禍が始まった令和2年度に一旦減少したものの、いじめとしての積極的な認知を進めてきている中で、令和4年度からは増加傾向にあります。



資料：学校教育課

エ 不登校児童・生徒数の推移

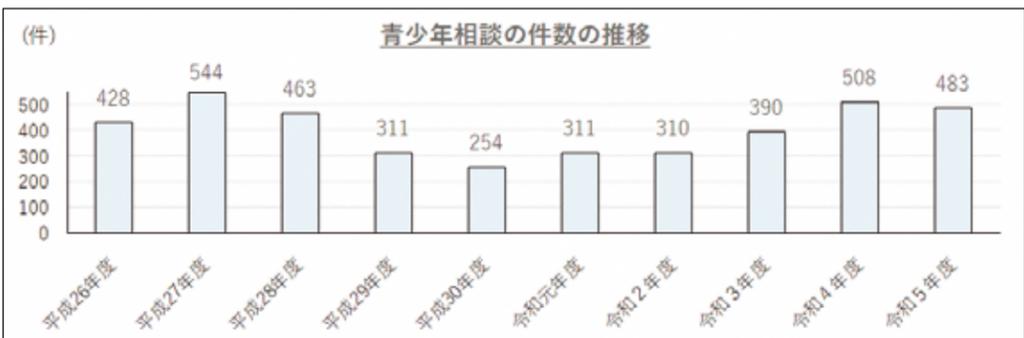
不登校児童生徒数は、令和元年度までは横ばいで推移しましたが、感染症禍が始まった令和2年度以降増加傾向にあります。



資料：学校教育課

オ 青少年相談の相談件数の推移

青少年育成センターでの相談件数（面接、訪問、電話、メール）は、平成27年度をピークに減少傾向にありましたが、令和元年度に専門職による相談体制の充実を図り、以降増加傾向にあります。

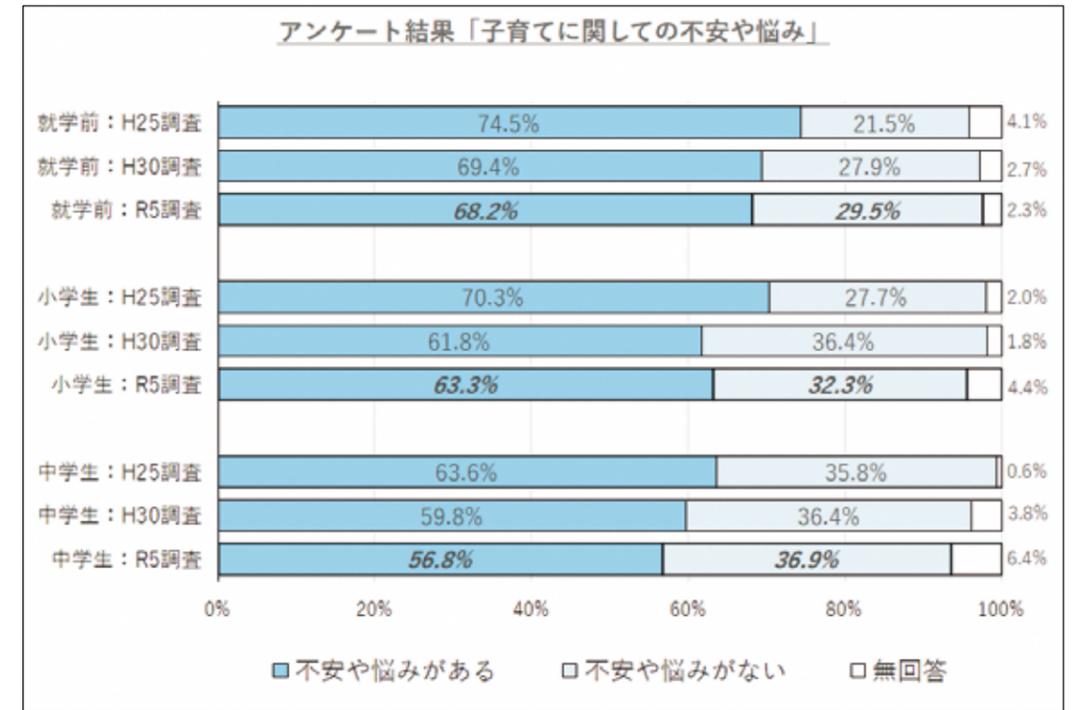


資料：青少年育成センター

(6) 子育て家庭の状況

ア 子育てに関する不安や悩み

令和5年度アンケート調査において、子育てに関する不安や悩みについて、「不安や悩みがある」と答えた就学前児童保護者は68.2パーセント、小学生保護者は63.3パーセント、中学生保護者は56.8パーセントとなっています。全体としては、わずかながら改善傾向にあります。



資料：平成25年度、平成30年度及び令和5年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

イ 子育てに対する不安等の内容

子育てに対する不安等の内容については、「経済的な不安・負担」がすべての年齢階層で最も多く、前回調査（全体：31.3%）と比較すると全体で8ポイント増加しています。多くの項目において、前回調査と比較すると不安等が増加している傾向にあります。また、「配偶者との関係（子育てについての意見の不一致等）」及び「祖父母との子育て方針の食い違い」は前回調査と比較すると減少しています。

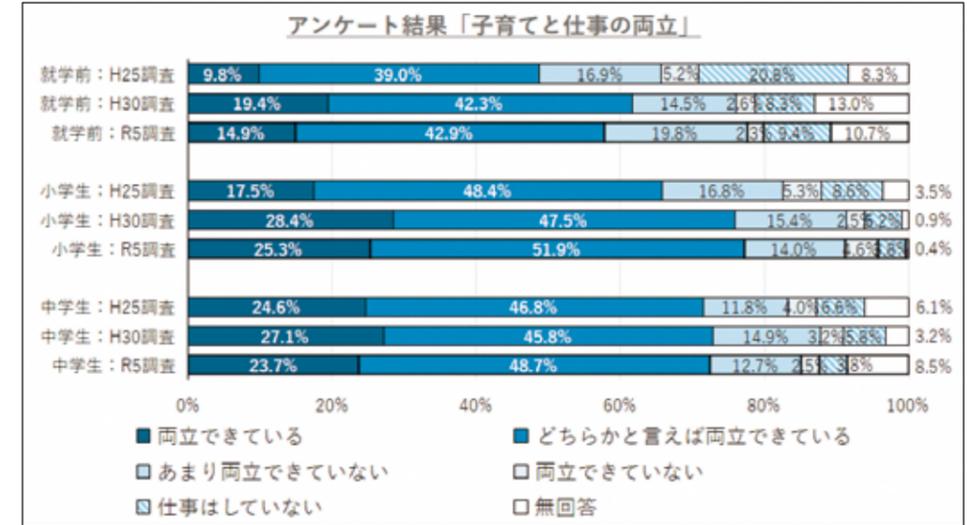
上位に位置している経済的な不安・負担や子どもの発育・情緒面の不安に対しては、これまでの支援や取組を継続して実施していく必要がありますが、保護者自身の「子育てで疲れる」「自分の時間をもてない」ことに対する不安を軽減できるような取組を検討していく必要があります。

区分	不安等の内容	就学前	順位	小学生	順位	中学生	順位	全体	順位	全体(前回)	順位
子ども	子どもの食事や栄養	35.1%	5	21.2%	8	10.6%	8	22.9%	8	20.7%	7
	言葉や行動など、知的・精神的な発育	38.3%	3	32.3%	3	19.5%	3	31.2%	2	25.2%	3
	子どもの情緒面	33.8%	6	32.7%	2	19.5%	3	30.0%	3	26.5%	2
自分	しつけがうまくいかない	25.7%	8	21.2%	8	16.1%	5	21.4%	9	20.6%	8
	子育てで疲れる	35.7%	4	24.5%	4	9.3%	12	24.4%	5	19.6%	9
	自分の時間をもてない	39.0%	2	24.1%	5	10.6%	8	25.4%	4	21.3%	5
	子どもとの時間をもてない	22.7%	10	20.8%	10	9.8%	10	18.9%	10	17.7%	10
家庭	配偶者との関係（子育てについての意見の不一致等）	12.7%	14	12.4%	12	9.8%	10	11.9%	12	12.0%	11
	祖父母との子育て方針の食い違い	13.0%	13	6.6%	15	4.2%	14	8.0%	15	8.1%	13
	経済的な不安・負担	41.9%	1	39.3%	1	36.0%	1	39.3%	1	31.3%	1
地域	子どもを預かってくれる人がいない	12.3%	15	9.2%	14	3.8%	15	8.9%	14	6.5%	15
	子育て経験者や先輩保護者と知り合えない	7.5%	16	4.4%	16	2.5%	16	4.9%	16	3.0%	16
	親自身が友達をつくれる場や機会がない	16.6%	12	11.4%	13	4.7%	13	11.4%	13	7.9%	14
	周囲の人が子ども連れを温かい目でみてくれない	3.6%	17	2.8%	17	2.1%	17	2.9%	17	1.9%	17
環境	子どもが安全に通れる道路がない	20.5%	11	13.8%	11	12.3%	7	15.4%	11	11.8%	12
	安心して子どもを遊ばせることのできる場所がない	29.2%	7	24.1%	5	15.3%	6	23.6%	7	21.0%	6
	暗い通りや見通しのきかないところが多い	24.7%	9	23.9%	7	24.6%	2	24.3%	6	21.7%	4

資料：令和5年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

ウ 子育てと仕事の両立

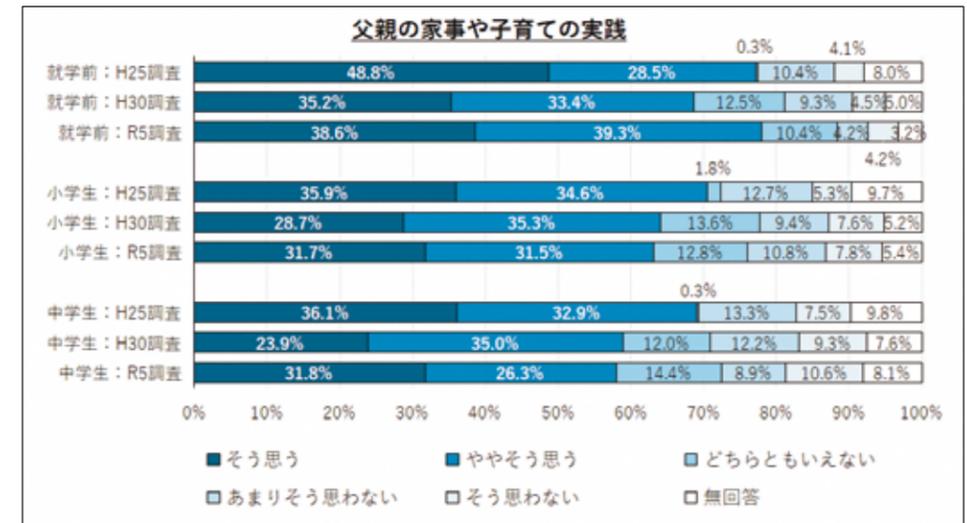
令和5年度アンケート調査において、子育てと仕事の両立が「両立できている」「どちらかといえば両立できている」との回答は、就学前児童保護者は57.8パーセント、小学生保護者は77.2パーセント、中学生保護者は72.4パーセントとなっています。わずかずつではあるものの、階層全体を通じて働きやすい環境が醸成されつつあります。



資料：平成25年度、平成30年度及び令和5年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

エ 父親の家事や子育ての実践

令和5年度アンケート調査において、父親が家事や子育てを実践しているかどうかについて、「そう思う」「ややそう思う」との回答は、就学前児童保護者で77.9パーセント、小学生保護者で63.2パーセント、中学生保護者で58.1パーセントとなっています。子どもが大きくなるにつれて、男性の家事・育児参加が後退している傾向にあります。

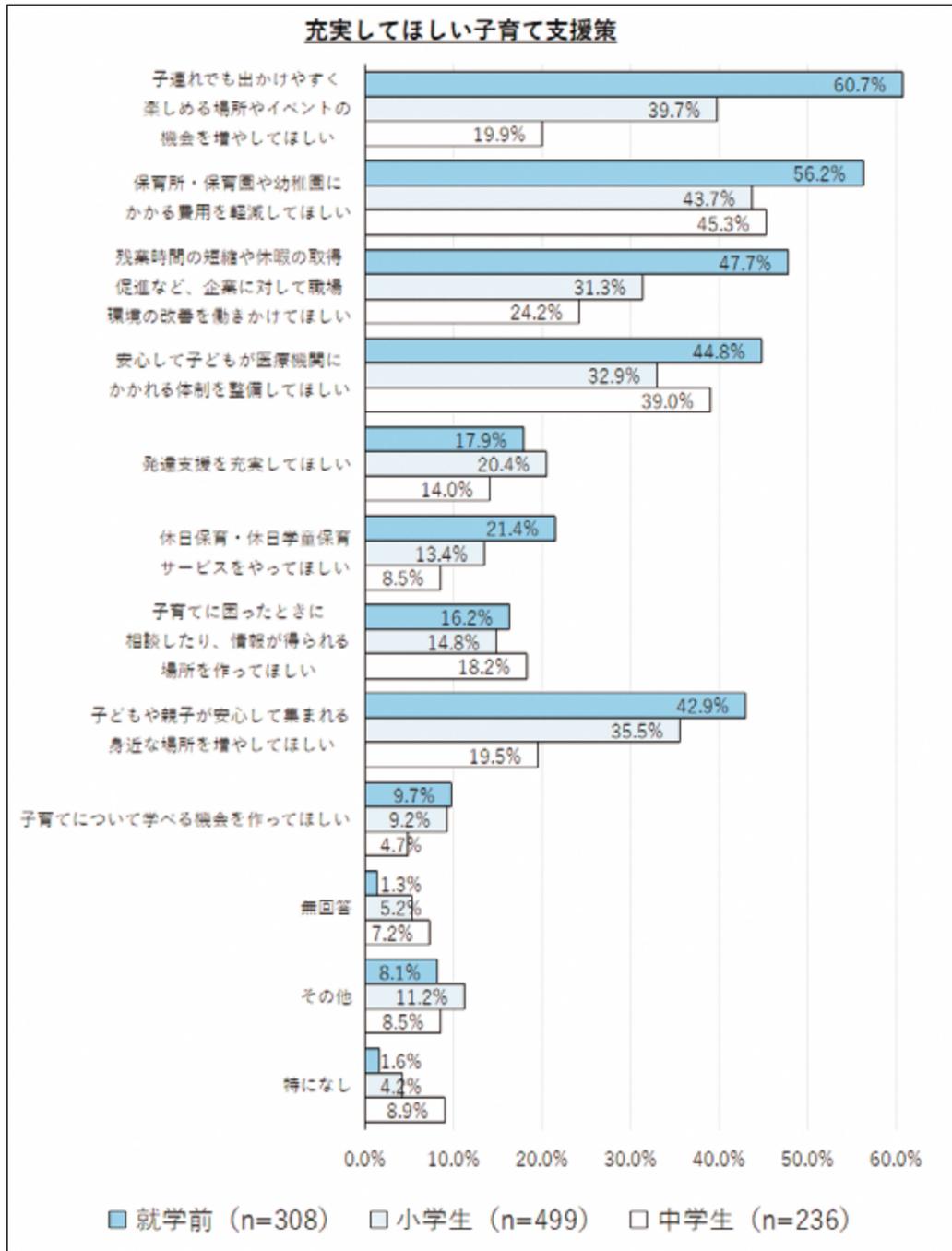


資料：平成25年度、平成30年度及び令和5年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

オ 充実を図ってほしい子育て支援策

充実を図ってほしい子育て支援策については、子どもの年齢階層によって様々な結果となっていますが、主には、親子が共に楽しめる場の創出や医療体制の充実、育児に係る経済的な負担の軽減などへのニーズが高い状況にあります。

他方、発達支援や子育て相談の充実などについては、子どもの年齢階層を問わず一定程度のニーズが存在することに留意していく必要があります。



資料：令和5年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(7) 子育て家庭の経済状況

ア 子育て家庭の収入の状況

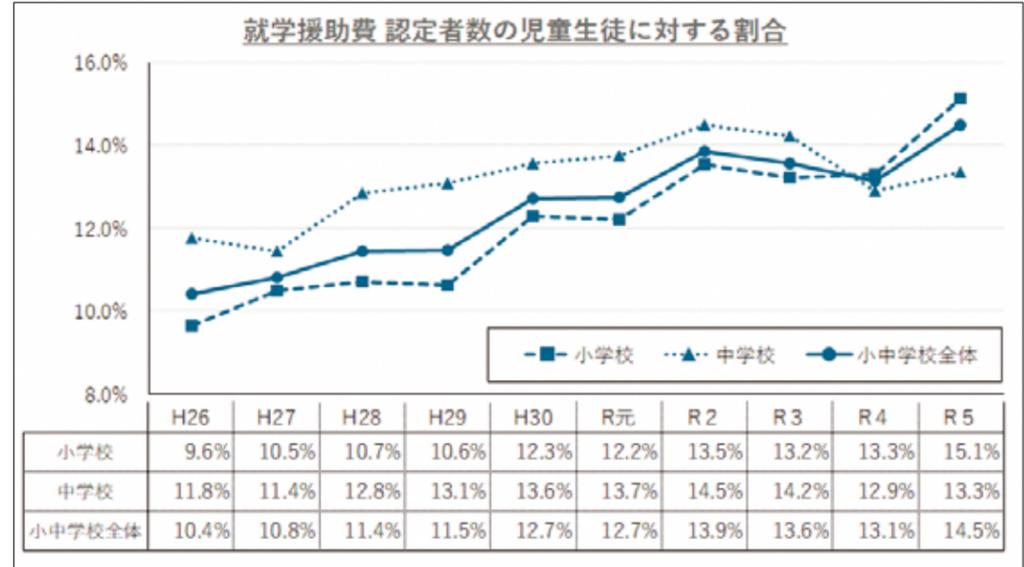
多くの子育て家庭は一定の収入を得ているものの、年間所得が200万円に満たない世帯（100万円未満368世帯及び100万円以上200万円未満424世帯）が全体の14.8パーセントとなっています。



資料：子育て支援課

イ 就学援助費認定の状況

就学援助費の認定者数の全体の児童生徒数に占める割合は、令和3年度、令和4年度に減少したものの、全体としては増加傾向を示しています。



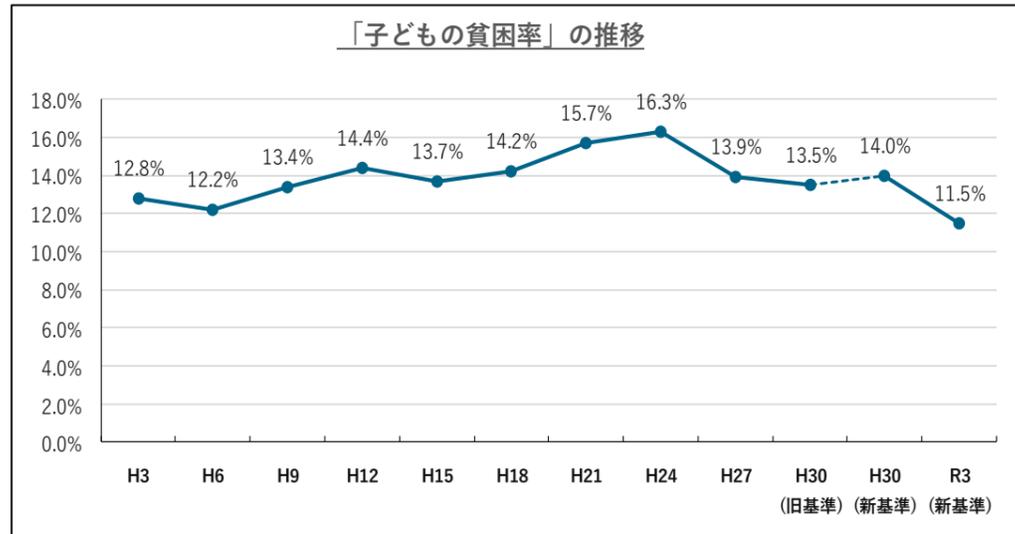
資料：教育総務課

※ 就学援助費：市民税非課税(所得割・均等割がともに0円)の家庭、市民税の減免を受けた家庭等の小・中学校及び義務教育学校でかかる費用(学用品費、学校給食費、修学旅行費など)の一部を援助する費用

ウ 「子どもの貧困率」の推移（全国データ）

「子どもの貧困率」は、OECD の基準に基づき、17 歳以下子ども全体に占める「等価可処分所得※1」が、「貧困線※2」に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している令和3（2021）年の全国の「子どもの貧困率」は11.5パーセント（新基準※3）となっており、約9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。



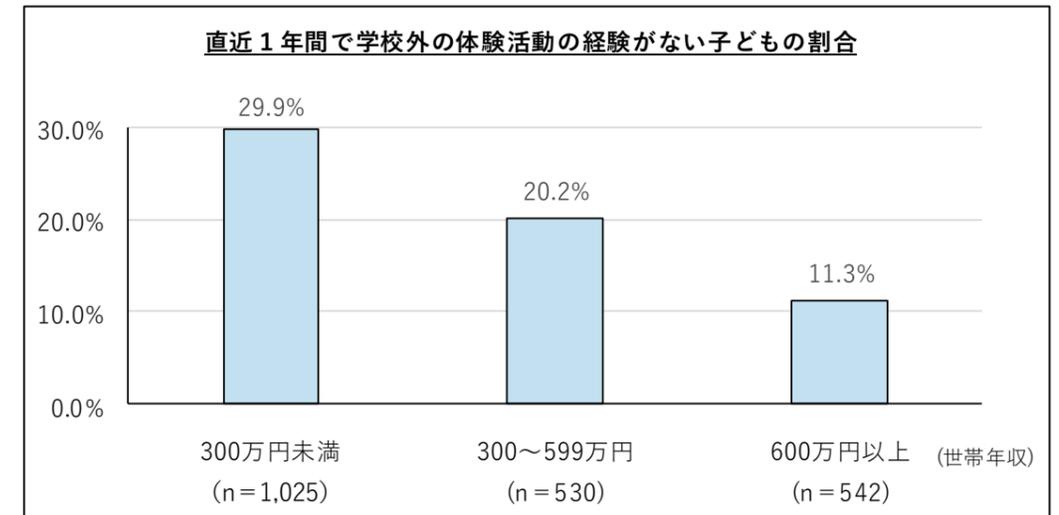
資料：2022（令和4）年国民生活基礎調査（厚生労働省）

- ※1 等価可処分所得：世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得
- ※2 貧困線：国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。
- ※3 新基準：平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの）を基に算出した子どもの貧困率

(8) 子どもの「体験格差」の状況（全国データ）

ア 様々な体験活動への参加

世帯年収300万円未満の家庭の子ども約3人に1人が、1年を通じて学校外の体験活動（スポーツや文化芸術活動、自然体験、社会体験等）を何も経験していません。また、世帯年収300万円未満の家庭の子どもにおける学校外の体験がない割合は、世帯年収600万円以上の世帯と比較して18.6ポイント高い状況にあります。



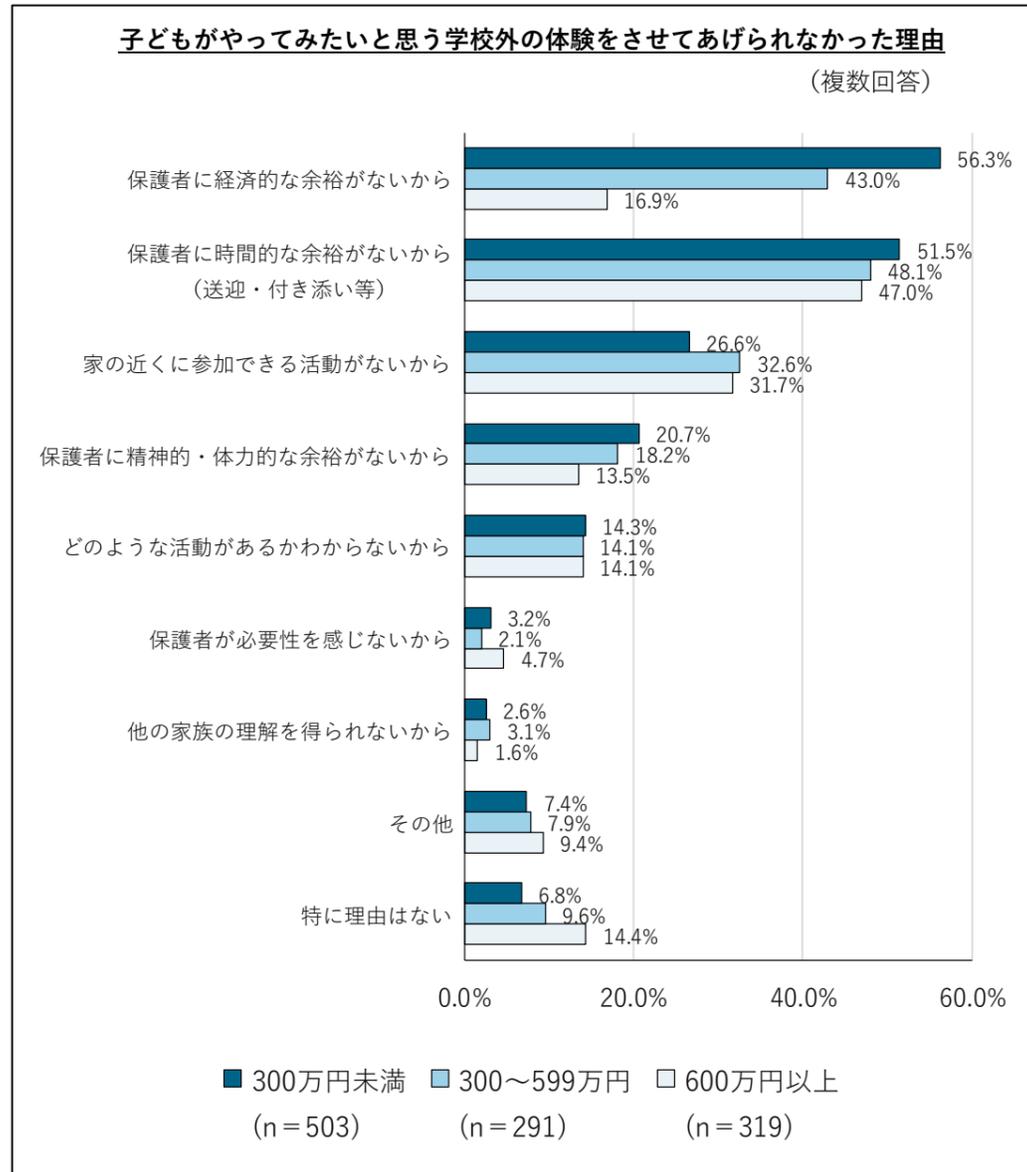
資料：子どもの「体験格差」実態調査（公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン）

※ 「体験活動」とは、学校以外の時間（放課後等）に行う体験とし、おおむね次の活動として調査対象とされました。

定期的な体験活動 (主に習い事、クラブ活動など)	スポーツ・運動 球技/水泳/武道・格闘技/ダンス・バレエ・舞踏/体操/陸上競技/ボーイスカウト 等
	文化芸術活動 音楽/アート・造形・工作/演劇・ミュージカル/外国文化(語学・英会話を除く。)/習字・書道・将棋・囲碁/茶道・華道/料理/科学・プログラミング 等
単発で行う体験活動	自然体験 キャンプ・登山・川遊び・釣り/海水浴・マリンスポーツ/ウィンタースポーツ 等
	社会体験 農業体験/職業体験/ボランティア 等
	文化的体験 動物園・水族館・博物館・美術館見学/音楽・演劇・古典芸能鑑賞又は体験/スポーツ観戦又は体験/留学・ホームステイ・外国文化体験/旅行・観光/地域の行事・お祭り・イベント 等

イ 「体験活動」を諦めた理由

世帯年収 300 万円未満の家庭が、子どもに「体験」の場を提供できなかった理由は、「保護者に経済的な余裕がない (56.3%)」が一番の理由として上げられており、そのほかにも、「保護者の時間的な余裕がない (51.5%)」「近くに参加できる活動がない (26.6%)」「保護者に精神的・体力的余裕がない (20.7%)」など、多様な背景となっています。

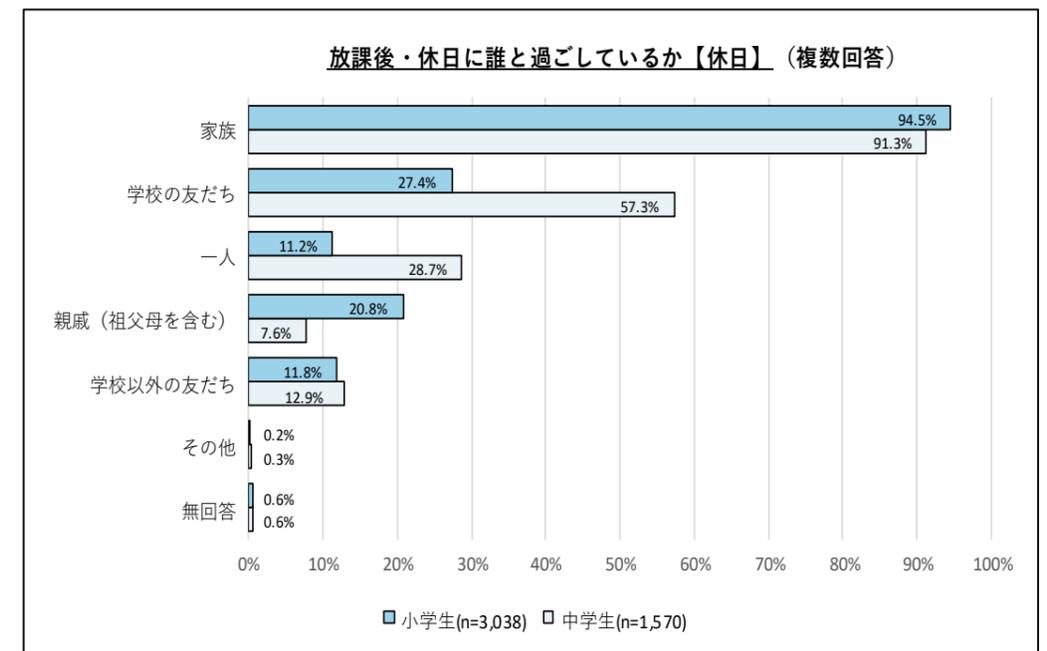
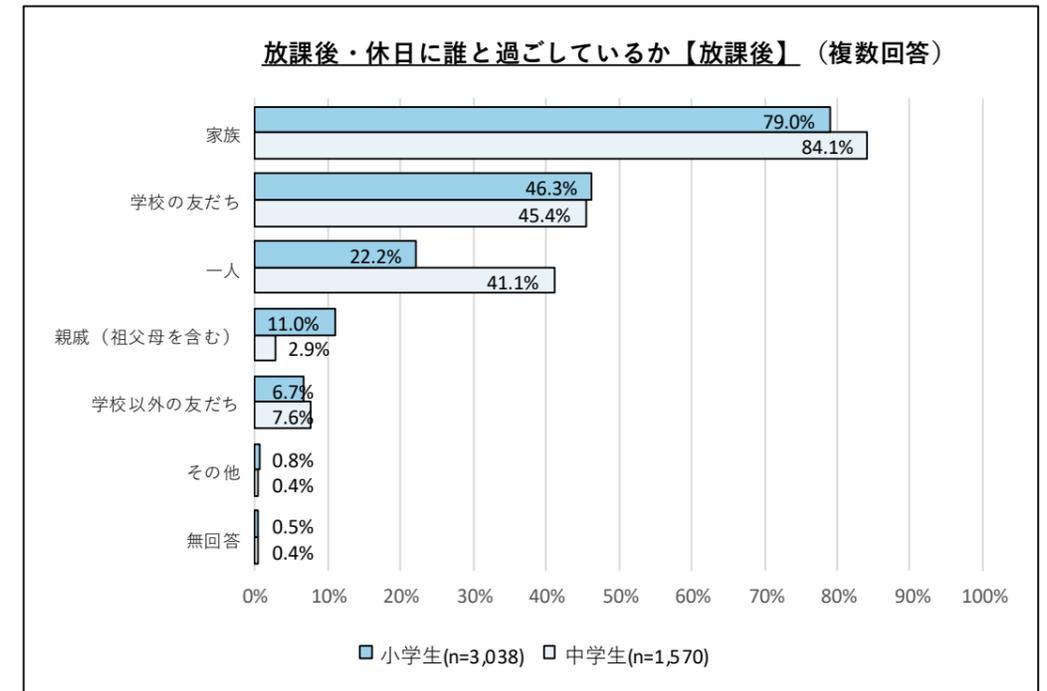


資料：子どもの「体験格差」実態調査 (公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン)

(9) 子どもの放課後等の過ごし方

ア 「放課後・休日に誰と過ごしているか (複数回答)」

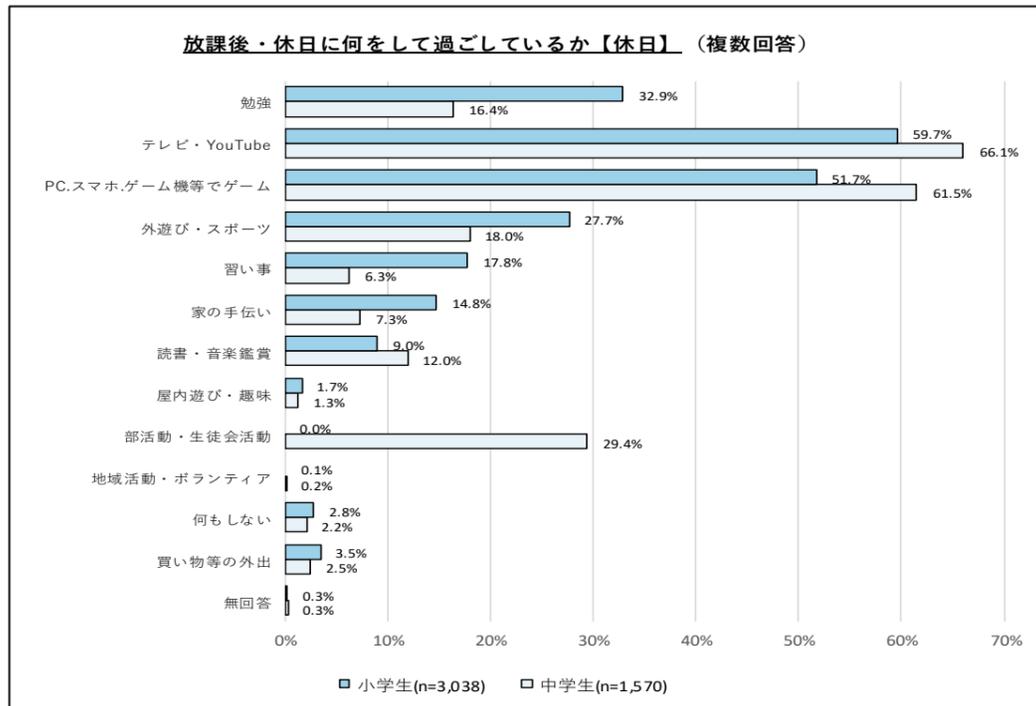
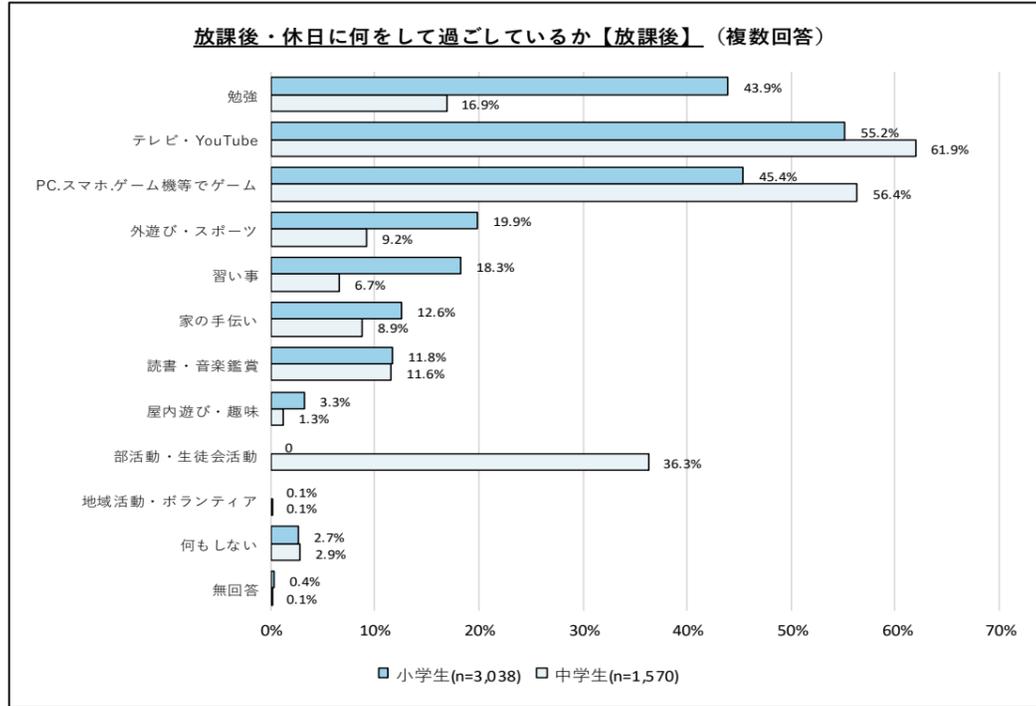
小学生は放課後、家族と過ごす割合が最も多く、次いで学校の友だち、一人、親戚と続きます。中学生も同様に家族と過ごす割合が最も多く、次いで学校の友だち、一人、学校以外の友だちと続きます。休日は、小学生は家族や親戚と過ごす割合が増え、学校の友だちや一人で過ごす割合が減少します。中学生は家族や友だちと過ごす割合が増え、一人で過ごす割合が減少します。



資料：子どもの居場所づくりに関するアンケート

イ 「放課後・休日に何をしておこなっているか（複数回答）」

放課後は、小学生、中学生ともに「テレビ・YouTube」を見て過ごす割合が最も多く、次いで「PC、スマホ、ゲーム機等でゲーム」が続きます。休日にも同様に「テレビ・YouTube」や「PC、スマホ、ゲーム機等でゲーム」が主流であり、「勉強」や「習い事」は減少します。

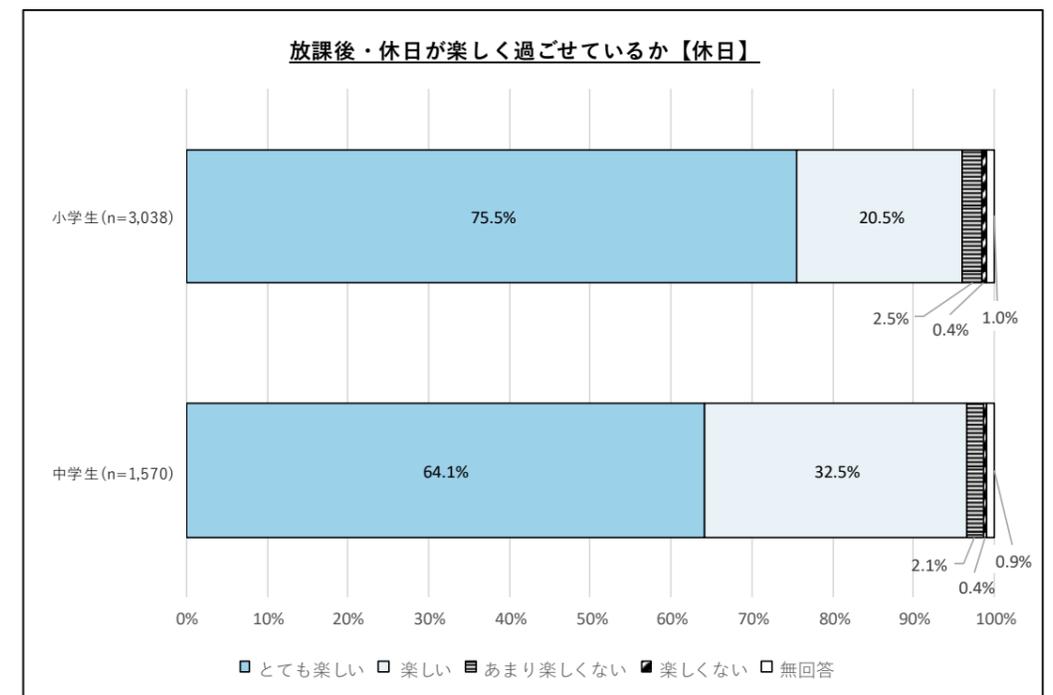
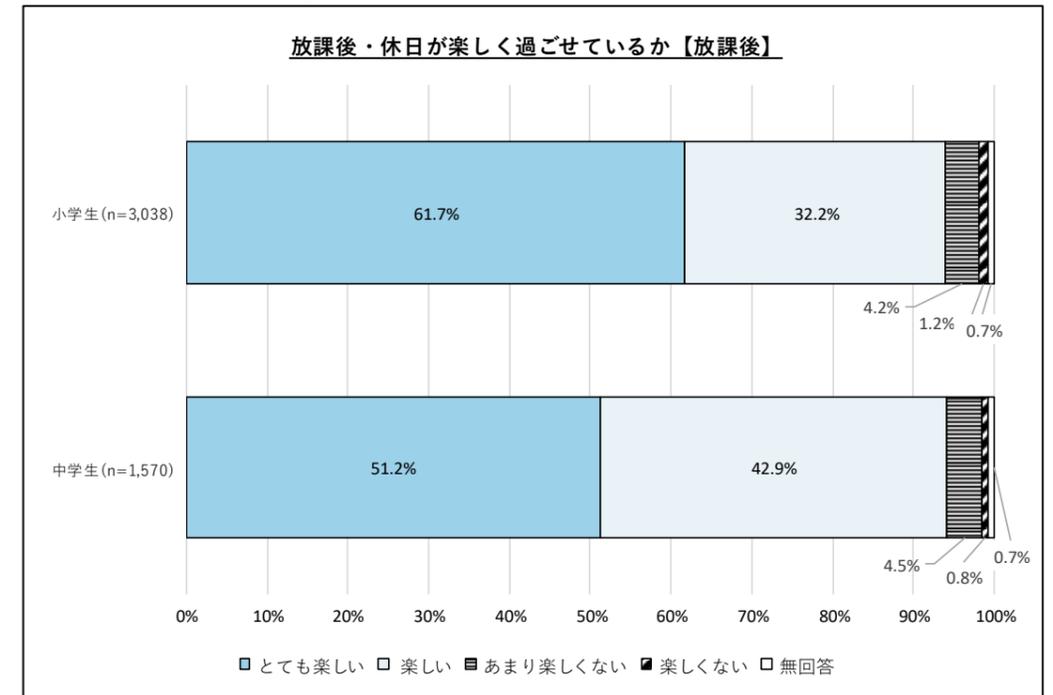


資料：子どもの居場所づくりに関するアンケート

ウ 「放課後・休日が楽しくおこなせているか」

放課後について、小学生は「とても楽しい」「楽しい」を合わせた割合が93.9パーセント、中学生は「とても楽しい」「楽しい」を合わせた割合が94.1パーセントとなっています。

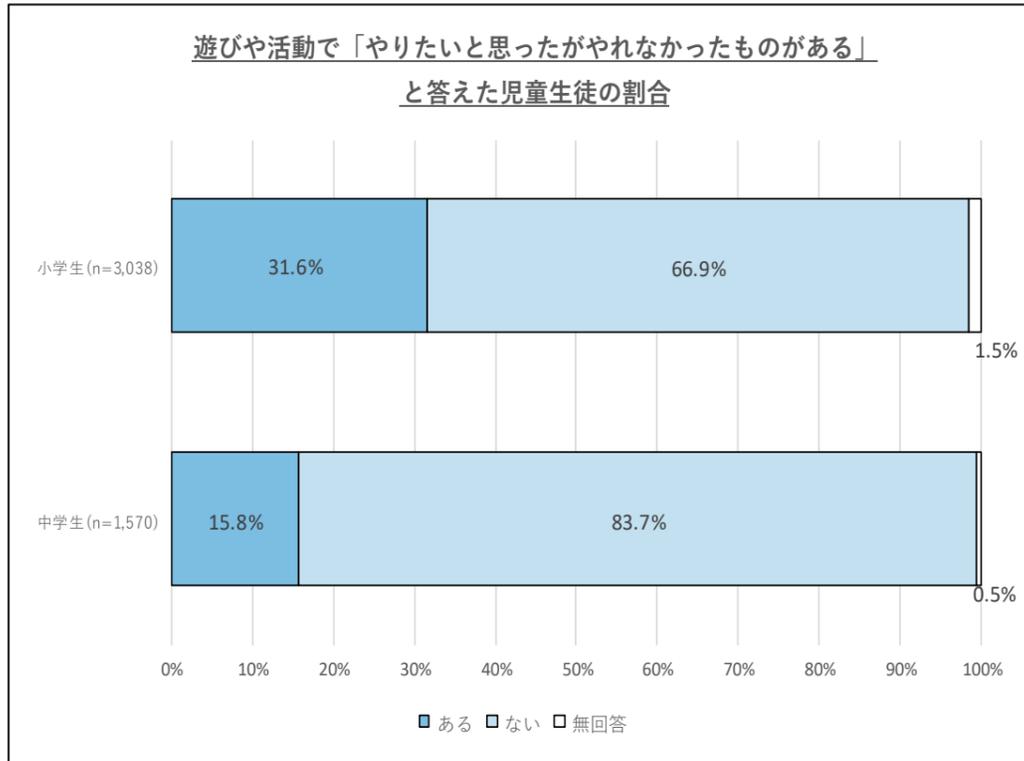
休日について、小学生は「とても楽しい」「楽しい」を合わせた割合が96.0パーセント、中学生は「とても楽しい」「楽しい」を合わせた割合が96.5パーセントとなっています。



資料：子どもの居場所づくりに関するアンケート

エ 「これまでに遊びや活動でやりたかったがやれなかったことがあるか」

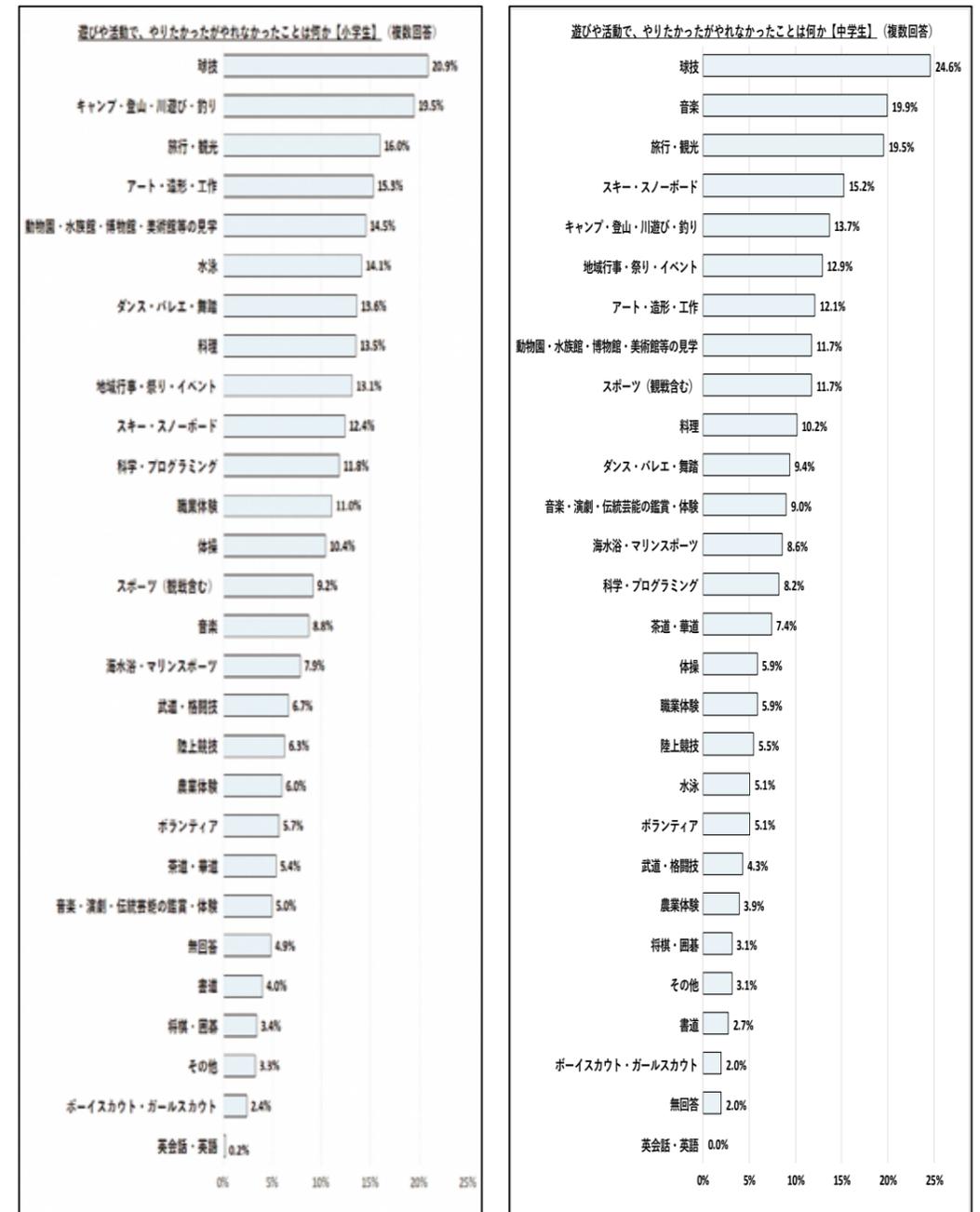
これまでに遊びや活動でやりたかったがやれなかったことがあると答えた割合は小学生では31.6パーセント、中学生では15.8パーセントとなっています。中学生に比べ小学生が15.8ポイント高い結果となっています。



資料：子どもの居場所づくりに関するアンケート

オ 「やりたかったがやれなかったことは何か（複数回答）」

小学生と中学生がやりたかったがやれなかったことについて、小学生は球技、キャンプ・登山・川遊び・釣り、旅行が多く、中学生は球技、音楽、旅行が多くなっています。



資料：子どもの居場所づくりに関するアンケート

(10) 子育てに関する民間活力の活躍の状況

子どもや子育て家庭を直接的に支援する民間団体の活躍が顕著になってきています。子どもの一時預かりやベビーシッターなどの活動のほか、近年では、子ども食堂やフリースクール、学習の場や子どもが自由に集える場などの居場所の提供なども始まっています。

〈市内の子ども・子育てに関する活動団体数の推移〉 (単位：団体)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て支援団体	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
子ども食堂	—	—	4	5	5	5	8	7	6	10
放課後子ども教室	9	8	7	6	5	5	4	3	3	2
その他学習の場、子どもの集いの場	1	1	1	1	1	1	1	1	2	6

資料：子育て支援課

- ※ 子育て支援団体：乳幼児等の一時預かり、ベビーシッター等の子育て支援サービスを実施する法人又は任意団体
- ※ その他学習の場、子どもの集いの場：民間事業による塾を除く学習支援の場や子どもが余暇時間を過ごす場を提供する個人又は団体

2 施策を取り巻く制度等の改変経過

(1) 子育てしやすい環境の形成

「少子化は、我が国が直面する最大の危機である」とし、近年では、令和元年からの幼児教育・保育の無償化による子育て世代の負担軽減や、保育士確保等の様々な取組による待機児童の解消、そして令和2年から始まった感染症禍の中、子育て世帯を支援する数度にわたる給付制度の実施など、子育てしやすい環境の形成へ向けて、考えられるおおよそあらゆる施策が総動員され国を挙げて取組が打たれてきました。

さらに、児童福祉法の一部改正により、子育てに困難を抱える世帯を支援し、全ての妊産婦、子育て世帯、そして子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に支援を行える機関として、市町村においては「こども家庭センター」制度が施行されています。

(2) 子どもの権利の擁護

令和元年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されたとともに、「全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築」を目的に「子供の貧困対策に関する大綱」も改正されました。

また、感染症禍において都市部を中心に児童虐待の増加傾向が見られ始めたことなどの社会問題も大きくクローズアップされ、より一層の子ども権利擁護の必要性の機運が高まりました。

そうした中、子どもが「自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的にわたって幸せな状態で成長し子どもが持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう」、国では「こどもまんなか社会」が標榜されました。

この考えの下、令和5年4月には、子ども施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務を定める「こども基本法」の制定とともに、「こども家庭庁」が設置され、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」が制定されました。

あわせて、「肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素である」との考えの下、子どもが「居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重要な問題である」とし、時期を同じく「こどもの居場所づくりに関する指針」が示されました。

## 第3章 現状認識と課題

第1章2の第2期すまいる子ども・若者プランの総括で示したように、これまでのプランにおいては、どちらかと言えば、「子育てする親のための」「子育てのしやすさ」に傾倒したものでした。

核家族化が進んできている中、こうした視点は、引き続き堅持し、子育て世代を支援していく必要があります。

他方、学童期、青少年期における学校以外の環境である家庭や地域社会での活動への支援の更なる充実や、子どもが安心して過ごせる居場所の在り方など、子どもの目線を見た子ども自身の課題についても焦点を当て確実に対応していく必要があります。

このことから、次の3つの視点で問題意識を整理します。

### 視点1 子どもの自己形成の場や安心感の確保

いずれの時代にあっても、すべての子どもたちが健やかな成長（身体の成長）と確かな自己形成（心の成長）が遂げられるよう環境形成していくことは、我々大人の責務です。

とりわけ、子どもにとっての「体験」は、社会情動的スキル（非認知能力）の育成にも関係するとされており、様々な体験からくる子どもたちのその時々感情の高揚感等だけでなく、人格を形成していく上での将来にわたる長期的な影響も考えなければなりません。

加えて、「体験」を考える以前に、子どもの自己肯定感や自己有用感を育てていくためには、子どもたち自身の日常の「居場所」が肯定的・開放的である必要があります。現状を捉え諸課題の解消に向け取組を進めていく必要があります。

また、感染症禍を経て不登校などの困り感を抱えた子どもたちが増加傾向を見せています。不登校の児童生徒に対する支援に加え、子どもの（発達）障がいへの支援や児童虐待への対応、さらには、社会的に問題視されてきているヤングケアラーへの対応、貧困等からくる子どもの体験格差の解消など、配慮が必要な子ども・若者への支援に引き続き注力し、子どもたち・若者たちの安心感を確保していく必要があります。

とりわけ、家庭の貧困等は子どもにとって「体験の格差」「選択肢が持てないこと」につながることから、保護者にとっての子育ての困り感を軽減していくことと併せ、「子どもにとっての貧困」を払拭するよう努めていく必要があります。

さらに、こども基本法の基本理念において「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること」と定められたように、子ども・若者の権利の視点を尊重し保障していくため、子ども・若者の意見反映の場の在り方についても検討を進めていく必要があります。

### 視点2 子育てにおける負担の軽減や不安の解消

当市の子育て世代の24.0パーセントが子育てを負担と感じ、63.3パーセントが子育てに不安を感じている中、引き続き、子育てそのものの負担軽減と子育てへの保護者の不安感解消を図っていく必要があります。

保護者の不安や負担は、子どもの成長にとって極めて重要な様々な体験機会に格差を生じさせてしまうことにもつながります。長引く物価高騰などからの子育て家庭の経済的負担を軽減し、とりわけ生活困窮世帯やひとり親家庭の困り感に対し確実に支援していく必要があります。

また、感染症禍により人と人とのつながりが更に希薄化し、子育てに対する援助者がいないなど、子育て家庭が孤立化していることも懸念されることから、安心して子育てができるよう、引き続き、相談しやすい体制や親同士が交流する場の充実を図っていく必要があります。

### 視点3 地域が子育てをバックアップする土壌の醸成と家庭教育への支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育ての活動そのものの孤立化・孤独化が一層進行し、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。また、保護者自身も、自らの出産を迎えるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

保育所等での保護者からの相談への対応や子育て支援センターに親子が集まって相談・交流する場を充実させていくことはもちろん、こうした状況を捉え、行政による様々な支援・声掛けの方策に加え、民間の子育て支援団体等の立ち上げ・運営を支援するなど、子育てにおいて多様な担い手の力が活きるよう、環境形成していく必要があります。

また、子どもの養育は家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を負うという認識の下、保護者自身が家庭において基本的な子どもの生活習慣や自立心等を育む教育を行えるよう、様々な有用な情報を必要な保護者に的確に発信していくことと併せ、引き続き、保護者向けの学習機会や相談体制の充実を図っていく必要があります。

## 第4章 第3期すまいる子ども・若者プランの基本的な考え方

### 1 プランの目的

こども基本法では、第3条こども施策の基本理念において、次の6項目を掲げています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

法で定めるこれらの基本理念を踏まえつつ、本プラン策定の目的として次のように掲げ、子ども及び子育て家庭の支援のための施策群を総合的に推進していきます。

#### 《第3期すまいる子ども・若者プランの目的》

- すべての子どもがライフステージに応じて、安心できる環境で健やかに自己形成していける環境づくり
- 子育て家庭が子育てに対し不安や負担を感じることなく、喜びを実感できる環境づくり

### 2 プランの位置付け

本プランは、三条市総合計画における子ども・子育て支援施策の個別計画であり、当市の他の個別計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援に係る次の関係各法に定める市町村計画の一体的計画として策定します。

- こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法第8条に定める市町村行動計画
- 子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条第1項に掲げる基本的な方針（成育医療等基本方針に基づく計画策定指針）に定める成育医療等に関する計画（母子保健計画）

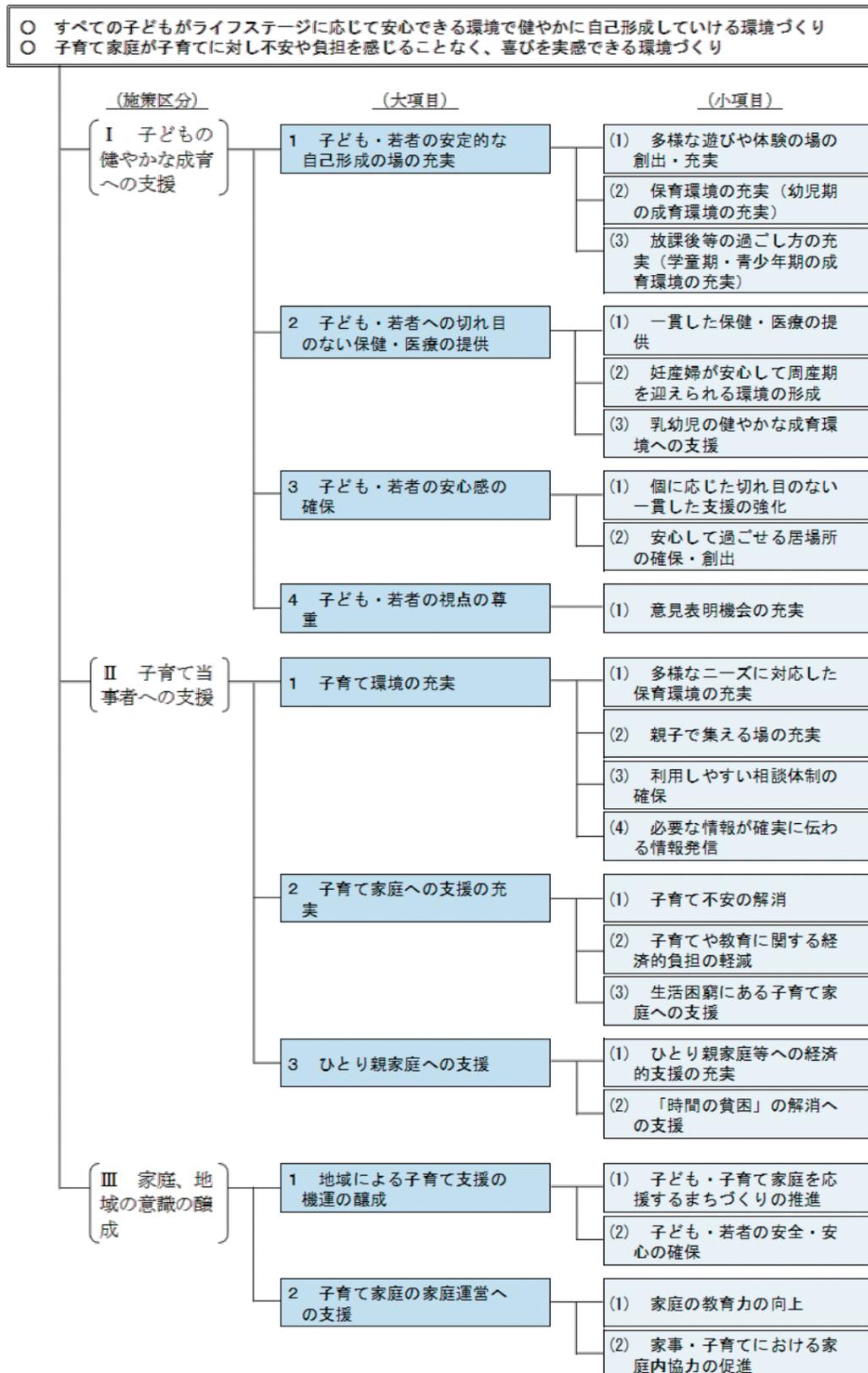
### 3 プランの計画期間

子ども・子育て支援法第61条の市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条の市町村行動計画は、いずれも5年を1期とすることとなっているため、令和7年度から令和11年度までとします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

### 4 プランの対象

すべての子ども・若者とその家庭、地域、企業、行政等の市内すべての個人及び団体を対象とします。



I 子どもの健やかな成育への支援

I-1 子ども・若者の安定的な自己形成の場の充実

子どもは家庭を基盤とし地域や学校、保育所など、様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢の子ども同士との関わりの中で自己形成され、健やかに成長していきます。

そして、その過程で体験する様々な場が、子どもの社会情動的スキル（非認知能力）の形成にも影響します。

それは、学校等での学びの場だけでなく、日常の遊びや活動、非日常の行事や出来事などの多くの場面において、子どもたちの意識の持ち方として形作られます。

このことから、私たち大人は、子どもたちのより良い成長を支えていくため、これまでも進めてきた各種取組に加え、家庭、地域、そして子どもたちが日常の多くを過ごす学校、保育所・幼稚園等がより連携しつつ、日常・非日常を問わず、環境を調べていく必要があります。

I-1-1 多様な遊びや体験の場の創出・充実

子ども・若者が育つ環境においては、年齢や発達の程度に応じ、遊びや活動の場が多様に用意され、それを自らが自由に選択できる環境を形成していくことが重要であり、そうした場や機会をより多く創出し、充実させていく必要があります。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
屋内で思い切り遊び、体験できる場の充実	幼児期、学童期又は青少年期のいずれの年齢層であっても季節や天候に左右されず屋内で遊び、体験できる施設の整備・充実について検討を進めるほか、各種公共施設におけるそうした面からの活用を進めます。
民間活力や地域による子どもの学習や体験の場の創出への支援	民間活力や地域の主体性により創出される、子どもたちが自由に過ごせる遊びの場や学びの場の運営に対し支援を図ります。
少子化に対応した未来の学校等の在り方の検討	少子化が進行する中であっても、子ども同士が適切に関わり合いを持つことができる学習や保育の集団の在り方について検討します。
(その他注力していく主な取組) 既存公園の遊具等の整備／青少年育成センター事業の充実	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内の子ども・子育てに関する活動団体数	21 団体	22 団体	24 団体	26 団体	28 団体	30 団体
青少年育成センターで実施しているイベントの参加者数	453 人	500 人	540 人	580 人	620 人	670 人

I-1-2 保育環境の充実 (幼児期の成育環境の充実)

幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を育む極めて重要な時期であり、全ての子どもが遍く、自ら学び、考え、主体的に判断し、生き抜いていく力を身につけられるよう幼児教育・保育の質の確保・向上を図っていくことが必要です。

全ての子どもが様々な遊びや体験活動により好奇心や探究心を高めていけるように、幼児教育の内容の充実を図ります。

また、幼児期は特に、日常の家族（保護者）との関わりの中で様々な情操を培います。このことから、家庭への啓発・働き掛けにも注力していきます。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
幼児教育推進プランの着実な浸透・推進	子どもたちの「生きる力の基礎を育てる」ため、第3次幼児教育推進プランに掲げた個々の行動・考え方を浸透させ、保育の質の向上を図ります。
遊びや体験活動等に係る家庭の教育力の向上促進	子どもの健やかな育ちのため、保育所等を通じ家庭における子どもへの関わりを支援し、家庭教育力の向上を図ります。
(その他注力していく主な取組) 少子化に対応した保育環境の在り方の検討	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
園内での「対話・語り合い」による保育の改善・充実を図った施設長の肯定的評価の割合	74.1%	75.0%	75.5%	76.0%	76.5%	77.0%
幼児教育を推進していく責任を自覚し、自己研鑽している保育士の割合	87.1%	87.3%	87.6%	87.9%	88.1%	88.3%

I-1-3 放課後等の過ごし方の充実 (学童期・青少年期の成育環境の充実)

学童期、青少年期は、身体も心も大きく成長します。自己肯定感や自己有用感、道徳性、社会性などを育む時期であるとともに、他者や社会との関わりの中で自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期でもあります。

そして、その時々子どもにとっての外的な環境の在り方や選ぶべき選択肢の充実度が、子どもの精神的な成長に影響します。

このため、子どもたちが安心して他者との関わりを持ち、より幅広く自己の可能性を引き出すことができる環境を、まち全体で子どもを育てるという意識の下、学校、家庭及び地域が連携し形成していく必要があります。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
児童クラブの充実	児童が放課後を安全に安心して楽しく過ごすことができ、また、配慮が必要な児童も穏やかに過ごせる環境について、量的な確保はもちろん質的向上を図ります。
中学生部活動の地域移行の推進	スポーツや文化活動における子どもたちの自己実現が図られる場について、地域資源を基盤として安定的に提供できる場を創設します。
民間活力や地域による子どもの学習や体験の場の創出への支援（再掲）	民間活力や地域の主体性により創出される、子どもたちが自由に過ごせる遊びの場や学びの場の運営に対し支援を図ります。
(その他注力していく主な取組) 子ども食堂の活動促進／青少年育成センター事業の充実／公民館事業の充実／学びのマルシェの推進	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後に「楽しく過ごせている」と答えた児童生徒の割合	93.5%	94.0%	94.5%	95.0%	95.5%	96.0%
児童クラブにおける児童一人当たりの床面積	3.6 m <sup>2</sup>	4.3 m <sup>2</sup>	4.5 m <sup>2</sup>	4.7 m <sup>2</sup>	4.9 m <sup>2</sup>	5.0 m <sup>2</sup>
部活動や地域活動で自分の希望が叶った中学生の割合	96.1%	96.8%	97.1%	97.4%	97.7%	98.0%

I-2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

核家族化の進行や価値観の多様化など、社会環境が変化してきた中、成育過程にある子どもやその保護者、また、妊産婦などを取り巻く環境も大きく変化しています。

しかし、どのような環境においても、心身の健康づくりや疾病予防、健やかな成育を、妊娠期、子育て期、学童期、思春期、若者までの子どもが迎えるライフステージに応じて途切れることなく維持・向上させていくことは、社会全体の重要な使命です。

そのため、医療機関と連携しつつ、子どもの成長過程に応じた切れ目のない保健・医療が提供できる体制を整えていきます。

I-2-1 一貫した保健・医療の提供

子ども・若者の健やかな成長のため、予防接種助成事業や母子の健康診査の拡充など、引き続き、母子保健の充実を図るとともに、成育過程における様々な不安や悩みに対応するため、子ども家庭サポートセンターにおいて、母子保健と児童福祉の両面から一体的な相談支援体制を強化します。

また、子ども・若者の疾病や障がいを早期に発見し必要な医療に確実につなげるため、月齢に応じた健康診査を確実に受診できるように努め、医療機関を始めとした関係機関と連携した支援を行います。

さらに、医療的ケア児、障がい児、低出生体重児、疾病のある子ども・若者など、個々の健康状態や発達課題に応じ、産婦人科、小児科、児童精神科などの専門医療機関と密に連携を図りながら継続的に支援を行います。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査について、精密検査を含めた受診率向上を図り、健診体制を強化します。
予防接種事業の拡充	任意予防接種助成の拡充を図り、子どもの感染症の予防や重症化予防を図ります。
幼児歯科健康診査の体制整備	乳歯のむし歯予防を更に推進するため、幼児歯科健康診査の医療機関委託について検討し、受診しやすい体制を整えます。
(その他注力していく主な取組) 伴走型相談支援事業／妊産婦健康診査／新生児聴覚検査／1か月児健康診査／3歳児屈折検査／就学時健康診断／定期健康診断（保育園・学校で実施）／フッ化物洗口推進事業	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
精密検査受診率（3歳児健康診査受診者）	84.3%	85.0%	86.0%	87.0%	88.0%	89.0%
子どものインフルエンザ予防接種の接種率	40.5%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%
むし歯のない児の割合（3歳児健康診査受診者）	97.5%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%	99.0%

I-2-2 妊産婦が安心して周産期を迎えられる環境の形成

妊娠、出産及び産後は、妊産婦にとって心身の変化が著しく、様々な不安や負担を抱え心身のバランスを崩しやすい時期です。また、精神疾患などのハイリスクを抱える妊婦や外国人の妊婦など、特別な対応を要する妊産婦も増えています。

このため、個々の不安や悩みを把握し、健康状態や家庭環境に応じた支援が必要であり、妊娠初期からの継続的な相談支援や経済的な支援を行うとともに、産後ケア事業などの必要な支援を提供し、妊産婦が安心して周産期を過ごし子育てができるよう、環境の形成を図ります。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
伴走型相談支援体制の充実	周産期における妊産婦の不安軽減や妊娠期からの支援を充実させるため、助産師など専門職による相談体制の強化を検討します。
産後ケア事業の拡充	産後ケア事業に短期入所型、通所型に訪問型を追加し、産後の不安を抱え、ケアを必要とする産婦及び乳児が利用しやすい体制を整えます。
家事・育児支援の充実	家事・子育て等に対する不安や負担を抱える家庭に対し、家事支援及び育児支援を導入することにより、家庭や養育環境を整え、妊産婦の負担軽減を図ります。 また、子どもの夜泣きなどに悩む保護者が孤立しないよう気軽に集える場について検討します。
産前からの子育て教室実施の検討	産前から子育てに対する不安を解消しつつ、また、夫婦が共に受講することで家事育児の共同化が図られるよう、産前からの子育て教室の開催について検討します。
(その他注力していく主な取組) こんにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問、未熟児訪問の推進／妊産婦健康診査・歯科健康診査の充実／不妊・不育症治療への支援	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3か月児健康診査で「子育てに困難を感じ、辛くなることもある」と答えた母親の割合	17.4%	16.0%	15.0%	14.0%	13.0%	12.0%

I-2-3 乳幼児の健やかな成育環境への支援

乳幼児期は、豊かな成長のために、養育者が子どもの周囲の環境を配慮・整備し環境を構成していくことが必要です。

しかしながら、発達過程で大切な乳幼児期に、家庭環境において過度なメディアの使用に頼らざるを得ないなど、子どもの言語や運動の発達に影響を及ぼすことが懸念される状況も見受けられます。

このため、子どもの発達段階に応じた望ましい関わり方について、乳幼児健康診査の場などを通じて知識提供や保健指導を行っていく必要があります。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
乳幼児健康診査・相談会及び家庭教育講座の充実	子どもの健やかな成長発達を促すため、メディアの発達面への影響や適切な使用について、乳幼児健康診査や家庭教育講座の場面を活用し知識普及を図ります。
乳幼児の保護者への健康教育の検討	保育園や子育て支援センター等において、メディアの適切な使用について健康教育の実施を検討します。
(その他注力していく主な取組) 眠育事業の推進	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの発育・子育て相談の相談件数	264件	280件	300件	320件	340件	360件
メディア視聴時間が1日2時間以内の割合（3歳児健康診査受診者）	77.0%	80.0%	83.0%	86.0%	89.0%	92.0%

I-3 子ども・若者の安心感の確保

学校における不登校への支援や子どもの発達障がいへの支援、さらには児童虐待への対応、加えて社会的に問題視されてきているヤングケアラーへの対応など、子ども・若者が抱える困り感は、近年多岐にわたり、かつ、複雑化しています。

こうしたことを踏まえ、子どもたち・若者たちに対する支援について、徹底して個に応じ切れ目なく実施できるよう、支援の在り方そのものをより確かなものとしていく必要があります。

また、こうした子どもたち・若者たちが、孤立することなく安心して過ごせる「居場所」の在り方についても検討し創出していく必要があります。

I-3-1 個に応じた切れ目のない一貫した支援の強化

「個に応じた切れ目のない一貫した支援」を推進していく仕組みである子ども・若者総合サポートシステムについて、連携の在り方を見直し、より具体的かつ機動的な連携の下、適切に支援が行き届くよう推進します。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
子ども・若者総合サポートシステム調整機関の機能強化	個々の支援をより一層確かなものとしていくため、支援における関係機関との「連携」の要となる調整機関（子ども家庭サポートセンター）の業務・体制の在り方について必要な改善を実施します。
子ども・若者総合サポートシステムにおける関係機関との情報連携の見直し	特別な支援が必要な子ども・若者の早期発見・対応に努めるとともに、クラウド情報共有システムを活用し支援における関係機関との情報共有の迅速さと支援の的確さの向上を図ります。
子ども・若者総合サポートシステムの周知・浸透	子ども・若者や保護者の安心感を高めていくため、子ども・若者総合サポートシステムがより身近な仕組みであると知っていただけるよう、学校や施設による周知のほか、様々な広報媒体を通じ、浸透を図ります。
(その他注力していく主な取組) 家庭児童相談、女性相談、青少年相談等の相談支援事業の推進／三条っ子発達応援事業の推進／不登校児童生徒への支援／LINE「子どもなんでも相談」の浸透／子育てサポートファイル「すまいるファイル」の見直し	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子ども・若者総合サポートシステムの登録者数	87人	150人	200人	250人	300人	350人
「子ども・若者総合サポートシステムを知っている」とする保護者の割合 【 】は年長児及び小学6年生の保護者のみの参考値	19.1% 【22.7%】	— 【40.0%】	— 【50.0%】	— 【60.0%】	70.0% 【70.0%】	— 【80.0%】

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
民間団体による子どもの学習や体験の場の件数	6件	7件	9件	11件	13件	15件
不登校児童生徒のうち、適応指導教室やフリースクールに通い、出席扱いになっている児童生徒の割合	9.1%	12.0%	14.0%	16.0%	18.0%	20.0%

I-3-2 安心して過ごせる居場所の確保・創出

どのような困り感を抱えた子ども・若者であっても、少なくとも一つの安心して過ごせる「居場所」が必要です。そして、子どもたち・若者たちは、様々な大人や同年齢・異年齢の子ども同士などの他者との関わりの中で自己形成し成長していきます。

他方で、こうした関わりへ踏み出せないケースも存在します。

そうした子どもたち・若者たちが、気兼ねなく気軽な気持ちで寄ることができ、さらに相談支援などにより悩みや困り感を和らげる機能を備えた場が求められます。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
子ども・青少年相談支援センター（仮称）の設置の検討（児童育成支援拠点事業の検討）	個々の困り感に対し既に支援を実施している子ども・若者はもちろん、悩みを抱えた子どもたちなどが気兼ねなく過ごすことができ、他との関わりを持てる場について、在り方を検討します。
青少年相談の体制の強化（子ども・若者総合サポートシステム調整機関の機能強化（再掲））	個々の支援をより一層確かなものとしていくため、支援における関係機関との「連携」の要となる調整機関（子ども家庭サポートセンター若者支援部会）の業務・体制の在り方について必要な改善を実施します。
民間活力や地域による子どもの学習や体験の場の創出	民間活力を取り入れながら、子どもたちが市全体で自由に過ごせる遊びの場や学びの場の充実を図ります。
（その他注力していく主な取組） 学童期、青年期における学校生活以外の家庭生活への支援の更なる充実	

I-4 子ども・若者の視点の尊重

こども基本法において基本理念に「年齢や発達に応じて子どもの意見を表明する機会の確保や意見の尊重」とうたわれているとおり、子どもの権利の尊重を基本に、子どもに関する政策やサービスの享受者である子どもたちの意見は尊重されなければなりません。

このため、これから社会に出る子どもたちの社会参画意識を高め、健やかな心の成長へつなげていくため、子どもに関する施策の策定・実施・評価において、子どもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を検討する必要があります。

I-4-1 意見表明機会の充実

子どもたち・若者たちと共にこれからの社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会を創出し、子どもたち・若者たちの社会参画の意識を高めていきます。

(1) 新たに検討する又は充実に図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
子ども・若者の意見表明機会の充実	子ども・若者の社会参画意識を高めるため、積極的に意見表明できる機会の充実に図ります。
子ども・若者を対象とした適時積極的なアンケート調査や意見募集の実施	子ども・若者に関する政策の形成や振り返りに対し、子どもたち・若者たちが自由に意見を述べるができるよう、適時積極的にアンケート調査や意見募集を実施します。
(その他注力していく主な取組) 子どもの権利保障に関する広報啓発	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・若者を対象としたアンケート調査や意見募集の実施回数（各種事業アンケートを除く。）	2回	3回	4回	5回	6回	7回
アンケート調査や意見募集の結果から施策・取組などとして意見を取り入れた事項の数（累計）	0項目	2項目	4項目	6項目	8項目	10項目

II 子育て当事者への支援

II-1 子育て環境の充実

子どもが健やかに成長していくためには、保護者が自信を持って子どもと向き合い子育てしていくことが大切です。子育てに自信が持てないとする保護者の不安は、子どもの成長や人格形成にも影響を与えかねません。

子育ての中では保護者の関わりがとても重要であることから、保護者が子育てに不安や悩みを感じたときに気軽に、かつ、ささいなことでも相談できる機会を充実させていくことはもちろん、保護者自身が感じる個々の心配事に柔軟に対応できるような体制強化を図ります。

II-1-1 多様なニーズに対応した保育環境の充実

核家族化が進行している中、子育て世帯が仕事と子育てを両立していくには、保護者が働きやすく安心して子どもを預けられる環境が身近にあることが前提であり、様々な保育ニーズを的確に捉えて柔軟にきめ細かく対応していく必要があります。

引き続き、保育士不足を解消していくことはもちろん、保育そのものの質の向上を図ることも不可欠であることから、意欲と能力に優れた保育士の確保に取り組んでいく必要があります。

(1) 新たに検討する又は充実に図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
少子化に対応した保育所等の在り方の検討	少子化が進行する中であっても、子ども同士が適切に関わり合いを持つことができる保育の集団の在り方について検討します。
意欲と能力に優れた保育士の確保	未就学児の多様なニーズに対応し、保育の質の向上を図るため、保育士の労働環境の改善を検討するとともに、潜在保育士サークルの運営を行うなど、意欲と能力に優れた保育士の確保策を更に推進します。
保育園等の施設整備の推進	子どもたちの安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため、保育園等や子育て関連施設等の施設整備を進め環境改善を図ります。
こども誰でも通園制度の創設	保護者の就労要件を問わずに3歳未満児の保育を行うことができる「こども誰でも通園制度」について、着実に進め、広く活用を図ります。
(その他注力していく主な取組) 3歳未満児の保育の継続／障がい児保育の継続／医療的ケア児受入体制の継続／早朝・延長保育事業の継続／病児・病後児保育事業の継続／一時預かり事業・一時保育事業の拡充の検討／ファミリーサポート支援事業の推進／児童クラブの実施継続／事務のICT化等による保育士の負担軽減	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
待機児童数（4月1日時点）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
保育士サークルから保育士として当該年度に現場復帰又は就職した実人数	4人	2人	2人	2人	2人	2人

Ⅱ-1-3 利用しやすい相談体制の確保

子どもが育つ環境においては、子どもの成育を一番近くで支えている保護者が、心身ともに安定した状態で子どもと関わっていくことが大切です。

子育てに不安はつきものですが、不安を抱えたままの状態が続かないよう、また、より和らげられるよう、気軽に相談できる場が必要です。

そのため、保護者の様々な働き方にも考慮しつつ、SNS等を活用するなど、相談の機会の充実と、様々な相談に柔軟に対応できる体制を構築していく必要があります。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
子どもの発育・子育て相談の充実	子どもが健やかに成長するため、保護者が抱える子どもの発育や発達に関する悩み等への相談対応を行い、保護者の子育てへの不安や心配の軽減を図ります。
LINE「子どもなんでも相談」の充実	気軽に相談できる機会、相談のきっかけとなる場として、子育て世代に親和性の深いLINE等のSNSを活用し、相談機会の充実を図ります。
妊娠期からの相談支援の充実	伴走型出産・子育て応援事業をきっかけとした妊娠期からの相談の機会の充実を図ります。子どもを出産する前から相談の機会を作り、子育ての不安の軽減を図ります。
子育て支援センターにおける子育て相談の充実	広場としての利用や一時預かりの場だけでなく、身近な相談場所であることをより広く知ってもらい、相談場所としての利用促進を図ります。
(その他注力していく主な取組) 乳幼児健康診査・健康相談会の充実／年中児発達参観の推進／家庭児童相談、女性相談、青少年相談等の相談支援事業の推進	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育てに不安を感じている人の割合 【 】は就学前児童のみの参考値	63.3% 【68.2%】	— 【65.0%】	— 【63.4%】	— 【61.7%】	55.0% 【60.0%】	— 【58.7%】
「ゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか」に「はい」と答えた割合（3か月児健康診査及び3歳児健康診査時）	82.5%	84.0%	85.5%	87.0%	88.5%	90.0%
LINE「子どもなんでも相談」の相談件数	372件	400件	450件	500件	550件	600件

Ⅱ-1-2 親子で集える場の充実

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、子育て世代同士で相談し合える身近な関係性も希薄化している中で、親子が集うことができ、共に楽しむことのできる場を創出していくことが、一層求められます。

このことから、子育て拠点施設（あそぼって及びすまいるランド）や子育て支援センターなどの親子が集う場においては、変容する利用者のニーズに即応しつつ、親子が常に居心地良く過ごせる場として、様々な取組を展開していく必要があります。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
屋内で思い切り遊び、体験できる場の充実（再掲）	幼児期、学童期又は青少年期のいずれの年齢層であっても、季節や天候に左右されず屋内で遊び、体験できる施設の整備・充実について検討を進めるほか、各種公共施設の活用を進めます。
子育て拠点施設や子育て支援センターで実施する講座やイベントの充実	各施設において利用者ニーズを把握し、講座やイベントの見直し、新たな企画など、利用者ニーズに合わせた講座やイベントを検討し充実させることで各施設の利用促進を図ります。
(その他注力していく主な取組) 既存公園の遊具等の整備	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て拠点施設の利用者数	75,895人	77,000人	79,000人	81,000人	83,000人	85,000人
子育て拠点施設におけるイベント及び講座の参加者数	10,995人	11,500人	12,000人	12,500人	13,000人	13,500人

## Ⅱ-1-4 必要な情報が確実に伝わる情報発信

デジタル社会の急速な進展に伴い、情報発信手段も従来の紙媒体の広報誌だけでなく、ホームページや SNS など加わり、人々のコミュニケーション方法やツールは多様に変化してきています。このため、情報を届けたい対象に対する確に情報を届けるには、そのニーズや情報獲得の生活趣向に合わせて、発信していくことが肝要です。

様々な支援制度などの子育て世代に有用な情報が、より多くの方々に確実に伝わるよう、様々な情報発信ツールをその特性に応じ活用し、ニーズに合わせた効果的な情報発信を行っていきます。

### (1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
SNS の積極的な活用による情報発信の推進（情報を求めていると想定される状態への発信）	制度やイベントの実施、その他お知らせ等、当該情報を求めると想定される対象へ、SNS (Instagram, LINE 等) を積極的に活用し情報を届けます。
広報誌やチラシ頒布等の活用による情報発信の推進（情報の必要性がそれほどない状態への発信）	広報さんじょうや各種チラシ・パンフレット等の配布、ポスターの掲示により、当該情報を求めると想定される対象はもちろん、必要性がそれほど高くないと想定される対象に対しても広く子どもに関連する市の取組を紹介し周知します。
新たな情報発信ツールの検討	既存の情報ツールにこだわらず、引き続き、子育て世代に親和性の高い情報ツールを研究し、より一層効果的な情報発信に努めます。
（その他注力していく主な取組） 子育てガイドブックの作成、配布／子育て支援サイトの運営／「三条市メール配信サービス」の子育て支援情報の配信／新たな情報発信手法の検討	

### (2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
LINE「子どもなんでも相談」の登録者数	1,152人	1,400人	1,700人	2,000人	2,300人	2,600人
市長記者会見の子育て支援関連情報のプレスリリース数	2件	12件	14件	16件	18件	20件

## Ⅱ-2 子育て家庭への支援の充実

核家族化の進行、人と人とのつながりの希薄化、子育てに対する援助者がいないことなどにより、子育て家庭の孤立化が課題となっている中、引き続き、子育て家庭の精神的な負担の軽減と不安感の解消を図っていく必要があります。

また、子育て家庭が抱える経済的な負担や子どもの発育・情緒面の不安感に対しても軽減・解消に向け、より一層の取組が求められます。

### Ⅱ-2-1 子育て不安の解消

子育てに臨む多くの保護者は、子どもの成長や発育、情緒面に対して不安を感じているだけではなく、保護者自身の「子育てに疲れる」「自分の時間を持ってない」ことにも不安を感じています。

これらの不安を解消するため、保護者自身の不安・負担を直接的に軽減し、精神的にも時間的にも、より余裕を持った子育てができるよう取組を展開します。

#### (1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
子育て支援団体による育児サービスの活性化方策の検討	民間の子育て支援団体が実施する育児支援サービスを利用しやすい環境に整備してこのサービスの利用を促し、保護者自身の子育てに対する疲れや自分の時間を持ってないことへの不安の軽減を図ります。
産前からの子育て教室実施の検討（再掲）	産前から子育てに対する不安を解消しつつ、また、夫婦が共に受講することで家事育児の共同化が図られるよう、産前からの子育て教室の開催について検討します。
家事・育児支援の充実（再掲）	家事・子育て等に対する不安・負担を抱える家庭に対し、家事支援及び育児支援を導入することにより、家庭や養育環境を整え、負担軽減を図ります。 また、子どもの夜泣きなどに悩む保護者が孤立しないよう気軽に集える場について検討します。
子どもの発育・子育て相談の充実（再掲）	子どもが健やかに成長するため、保護者が抱える子どもの発育や発達に関する悩み等への相談対応を行い、保護者の子育てへの不安や心配の軽減を図ります。
妊娠期からの相談支援の充実（再掲）	伴走型出産・子育て応援事業をきっかけとした妊娠期からの相談の機会の充実を図ります。子どもを出産する前から相談の機会を作り、子育ての不安の軽減を図ります。
子育て支援センターにおける子育て相談の充実（再掲）	広場としての利用や一時預かりの場だけでなく、身近な相談場所であることをより広く知ってもらい、相談場所としての利用促進を図ります。
（その他注力していく主な取組） LINE「子どもなんでも相談」の充実／こにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問の推進／産後ケア事業の拡充／子育て支援ファイル「すまいるファイル」の見直し／年中児発達参観の推進／放課後等デイサービスの充実／心理相談専門員の配置	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
LINE「子どもなんでも相談」の相談件数（再掲）	372件	400件	450件	500件	550件	600件
子育てに不安を感じている人の割合（再掲） 【 】は就学前児童のみの参考値	63.3% 【68.2%】	— 【65.0%】	— 【63.4%】	— 【61.7%】	55.0% 【60.0%】	— 【58.7%】

Ⅱ-2-2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子どもの年齢階層を問わず、子育て世代は子育てに対し経済的な不安・負担を感じています。

これまで子ども医療費助成や妊産婦医療費助成の拡充、インフルエンザ予防接種費用助成の創設など、経済的な支援を充実させてきましたが、それでも未だ負担感は払拭できているとは言い切れません。

子どもの年齢が上がるほど、教育に要する費用など、経済的な負担も大きくなることから、各種手当の支給や医療費助成、就学援助費や奨学金による支援など、可能な改善を検討しつつ子育て家庭への経済的な支援を継続していきます。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
出産・子育て応援給付金の継続実施	妊娠期からの経済的負担の軽減として有効な出産・子育て応援給付金について、継続して実施します。
医療費助成の拡充の検討	各種医療費助成について、財政負担の継続性も考慮しつつ、一部負担金の在り方を検討します。
インフルエンザ予防接種費用助成の継続実施	18歳まで対象の拡充を図ったインフルエンザ予防接種費用助成について、継続して実施します。
奨学金制度拡充の検討	教育に要する費用に対する負担を軽減していくため、奨学金の支給対象者の拡充等について検討します。
(その他注力していく主な取組) 就学援助費による教育費用への支援／児童手当、児童扶養手当等の各種手当・給付金による子育てに関する経済的な支援	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大学生等奨学金の新規採用者数と定員数の割合	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
高校生等奨学金の採用者数と定員数の割合	31.0%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%

Ⅱ-2-3 生活困窮にある子育て家庭への支援

保護者の不安や負担は、子どもの成長にとって極めて重要な様々な体験機会に格差を生じさせてしまうことにもつながります。

学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない、進学を諦めざるを得ないなど、子どもの健全な意志が阻害されることが考えられます。そのようなことがないよう、とりわけ生活困窮世帯の困り感に対し確実に支援していきます。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
就学援助費による教育費用への支援	教育に要する費用に対する負担を軽減していくため、引き続き、就学援助費による学費支援を行います。
奨学金制度拡充の検討（再掲）	教育に要する費用に対する負担を軽減していくため、奨学金の支給対象者の拡充等について検討します。
子どもの学習・生活支援事業の推進	生活に困窮する世帯の子どもを対象として、学習支援を始めとし、生活習慣・育成環境の改善や進路の選択などに関する助言を行う子どもの学習・生活支援事業を推進します。
(その他注力していく主な取組) 自立相談支援事業、住居確保給付金事業など、生活に困窮する世帯を対象とした取組による支援	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育てに対する経済的な不安・負担の割合 【 】は就学前児童のみの参考値	39.3% 【41.9%】	— 【40.0%】	— 【38.0%】	— 【36.0%】	32.0% 【34.0%】	— 【32.0%】
生活保護世帯等の義務教育課程にある子どもで子どもの学習・生活支援事業利用者の割合	59.3%	63.0%	63.0%	67.0%	67.0%	70.0%

Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援

子どもを産み育てていくには、一定の収入並びに家事や子育ての時間の確保が必要です。

しかしながら、ひとり親家庭の親はこれらを独りで確保しなければならないため、経済的にも時間的にも困難な状況に陥りやすい傾向にあります。

親子で過ごす時間をより充実させるため、ひとり親家庭の収入の安定化と併せ、時間的ゆとりを創出できるよう支援していきます。

Ⅱ-3-1 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

家庭環境に関わらず生活の安定化を図るためには、収入が確かであることが必要不可欠です。

そのため、児童扶養手当等の支給のほか、収入基盤をより安定的なものとするために自立支援教育訓練給付金等による就業上有利な資格を取得するための後押し、さらに、子どもの養育費の適切な履行確保のための相談支援などを検討し、ひとり親家庭の生活基盤を経済的に支援します。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金事業の推進	就職に有利な資格を取得するための受講料や生活費の補助支援を行い、ひとり親世帯の収入基盤の安定化を図ります。
養育費の履行確保のための相談支援及び取決めの支援	養育費が適切に確保されるよう、手続のための相談支援や養育費の取決め手続費用に対する支援について検討します。
就学援助費による教育費用への支援	教育に要する費用に対する負担を軽減していくため、引き続き、就学援助費による学費支援を行います。
(その他注力していく主な取組) 児童手当、児童扶養手当支給による子育てに関する経済的な支援	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高等職業訓練促進給付金の認定件数	2件	6件	7件	8件	9件	10件
児童扶養手当受給資格者のうち全部支給停止者数の割合	21.4%	22.0%	22.6%	23.2%	23.8%	24.4%

Ⅱ-3-2 「時間の貧困」の解消への支援

ひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」に陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが困難な傾向にもあります。

このため、時間的なゆとりに乏しい傾向に陥りやすいとされるひとり親家庭に対し、家事等の支援サービスの利用を促す直接的な支援を行うほか、社会的な風土として多様な働き方を認め合えるよう、企業等への啓発・働き掛けを行うなど、ひとり親家庭に対する多方面からの理解・支援を促し、収入の安定化と併せ、親子で過ごす時間的ゆとりの創出を図ります。

(1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
家事育児支援サービスの利用促進	家事育児支援サービスを利用いただくことで家事、育児の負担を減らしひとり親家庭の親の時間的ゆとりを生みます。
企業への働きかけ	多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境改善の取組を企業へ促すことにより、ひとり親家庭の親の時間的ゆとりを生み出します。
(その他注力していく主な取組) ワークライフバランス啓発事業の推進	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
「子どもとの時間を持ってない」とする人の割合	42.9%	42.0%	41.0%	40.0%	39.0%	38.0%
「自分の時間を持ってない」とする人の割合	46.4%	45.5%	44.5%	43.5%	42.5%	41.5%

### Ⅲ 家庭、地域の意識の醸成

#### Ⅲ-1 地域による子育て支援の機運の醸成

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育ての活動そのものの孤立化・孤独化が一層進行し、近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

しかしながら、市内においては、一時預かり等を実践し長きにわたり子育て家庭を支援してきた子育て支援団体が活躍していることに加え、育児休業制度等に積極的に取り組み子育てを応援する企業や、子ども食堂、学習の場の提供団体等、子どもを取り巻く社会の課題に対し主体的に取り組む NPO 等の団体が現れ始めるなど、民間活力による子育て支援の機運も確実に高まりつつあります。

この機運を地域の風土に昇華し、地域社会全体で子ども・子育て家庭を応援するまちづくりを推進していくことが必要です。

#### Ⅲ-1-1 子ども・子育て家庭を応援するまちづくりの推進

子ども・子育て家庭への地域の応援を活性化していくには、民間の子育て支援団体等の立ち上げ・運営を支援するなど、子育てにおいて多様な担い手の活力が生きるような環境を形成していく必要があります。

また、企業による子育て応援事業や企業が子育て家庭の親への柔軟な働き方への理解が不可欠であることから、引き続き、啓発に注力していく必要があります。

##### (1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
青少年健全育成支援事業	子どもや子育て家庭と地域とのつながりを生み出すとともに、子どもに学校外での自然体験や社会体験といった体験を促し、子育てを地域が見守り・協力し合うまちづくりを進めます。
子育て支援団体等の立ち上げ・育成を支援	子育て支援団体等の立ち上げや運営を支援することにより、子育てにおいて多様な担い手の力が生きるような環境を形成していきます。
企業への働きかけ	多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境改善の取組を企業へ促すことにより、子育て家庭の親が働きやすい環境整備の一助を担います。
(その他注力していく主な取組) ワークライフバランス啓発事業の推進／保育ボランティア事業の推進	

##### (2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
民間の子育て支援団体の運営登録人数	40人	43人	46人	49人	52人	55人
市内の子ども・子育てに関する活動団体数(再掲)	21団体	22団体	24団体	26団体	28団体	30団体

#### Ⅲ-1-2 子ども・若者の安全・安心の確保

交通環境の変化や不審者の発生など、子どもの生活環境において、子どもが被害者となる懸念される事象が増加しています。

また他方で、情報の氾濫が子ども・若者にまで及んでいる現代社会においては、SNS等によるいじめや、いわゆる「受け子」としての詐欺への加担、不法薬物の乱用など、子どもたち・若者たち自身が被害者となることに止まらず、加害者になってしまう事件も起きています。

子どもたち・若者たちを被害者としないためにこれまで多方面からの協力の下で取り組んできた子どもたちの安全・安心を守る様々な取組について、より一層連携を強めつつ注力していくことはもちろん、十分に啓発を図り子どもたち自身が加害者となることを厳に防いでいくことで、子どもたち・若者たちの生活環境を守っていきます。

##### (1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
通学路の安全維持・改善	通学路安全推進会議等において、小中学校の通学路の安全点検を行うとともに、安全対策について協議し、ソフト、ハード両面で危険箇所の改善策を講じます。
スクールガード、見守りボランティアの活動への支援	子どもたちの通学時における安全確保を目的として活動する、スクールガードや見守りボランティア等の活動を支援します。
青少年指導委員による巡回パトロール	子どもたちの見守りのため、青少年指導委員により、登下校時の子どもたちへの声かけや地域への広報を行いながら巡回を実施します。
不審者情報の共有	地域の不審者情報を早期に地域で共有することで、登下校時の子どもたちの安全確保を図ります。
学校におけるいじめ防止等啓発活動の推進	児童生徒による啓発集会の実施など、子どもたちのいじめ防止等のための啓発活動を推進します。
警察等による子どもを取り巻く犯罪防止講話等の実施	子どもの SNS 被害・加害や不法薬物の乱用などの犯罪につながる要素をなくすため、子どもたちや保護者に対し身を守る啓発の講話等を実施します。
(その他注力していく主な取組) 「三条市メール配信サービス」の防犯情報配信	

##### (2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内の不審者事案発生件数	6件	5件	5件	5件	5件	5件

### Ⅲ-2 子育て家庭の家庭運営への支援

子どもの養育は、家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を負います。また、家庭は、子どもにとって最も身近で、かつ、子どもの人格形成に対しても大きく影響を与える環境要素です。

他方、取り巻く現状を見れば、核家族化が進行し加えて地域のつながりが希薄化してきている中、子育て家庭は、孤立しやすい状況に置かれ、それに伴い教わる相手もなく親自身が子どもへの対応の仕方が分からないまま子育てに臨まざるを得ないなど、家庭の教育力が低下していることが懸念されます。

また、家庭生活における家事や子育てについては、女性にのみ委ねるべきものではなく、夫婦間や家族間でお互いの認識や役割分担の考え方を共有しつつ取り組んでいかなければなりません。

こうした、子育て家庭の家庭そのものの営みに対しても応援の手を検討し実施していく必要があります。

#### Ⅲ-2-1 家庭の教育力の向上

子どもが、基本的な生活習慣、人に対する信頼感や思いやり、社会的なマナーを身につける上で家庭教育は重要となります。特に基本的な生活習慣は、幼児期までに身につける最も重要なことであり、生活習慣の乱れは子どもの健康や成長に大きな影響を与えます。

子どもが規則正しい生活を送ることができるよう、保護者の就労状況や生活面の悩みに対して相談対応していくことが必要です。また、子どもの成長の節目に合わせ、親子のコミュニケーションや家庭教育を考えるきっかけを作るとともに、子育てに関する情報発信を行い家庭教育力の向上を図ります。

##### (1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
家庭教育講座の充実	子どもとの関わり方や発達段階に応じた内容の講座を、適切な機会を捉えて実施することにより、家庭教育力の向上を図ります。
眠育事業の推進	幼児期から十分な睡眠をとり、正しい生活リズムを身につける「眠育」(早寝、早起き)を実施します。
家庭への情報発信	子育て世代に親和性の高い SNS 等のツールを活用するなどし、子育てに関する情報発信を実施します。
(その他注力していく主な取組) 初めての子育て講座、2人目からの子育て講座／完璧な親なんていない！～Nobody's Perfect～(NP講座)／乳幼児健康診査・健康相談会／新たな情報発信手法の検討	

#### (2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
家庭教育講座が役立ったとする参加者の割合(5段階評価)	3.98	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20
夜間の睡眠が9時間未満の5歳児の割合	23.9%	23.0%	22.5%	22.0%	21.5%	21.0%
保護者支援講座(親子関係形成支援事業)の参加者数	80人	196人	216人	236人	256人	276人

#### Ⅲ-2-2 家事・子育てにおける家庭内協力の促進

子育て世代の家庭内での家事・子育てにおいては、近年夫婦や家族間で協力し合う家庭が増えつつあるものの、依然として男性に比べて女性への負担が大きく偏っている状況が続いています。夫婦間等においてどちらかに負担が偏ることは、生活における不公平感や精神的なストレスを招くことにつながり、子どもを取り巻く環境のうち最も子どもに対し直接的かつ大きく作用する重要な要素でなければならないはずの家庭そのものが良好であるとは言い切れません。

このため、子育てという夫婦にとっての大きなライフステージを共に乗り越えていけるよう、夫婦間や家族間でお互いの認識や役割分担の考え方を共有し、夫婦相互の思いやり意識の下、性別にとらわれず家事や子育てを実践していくことが肝要です。

こうした考え方が社会一般的な風土へと高まるよう、意識の啓発や教育の機会を積極的に設けます。

##### (1) 新たに検討する又は充実を図るべき主な取組

取組・事業名	取組等の方向性
産前からの子育て教室実施の検討(再掲)	産前から子育てに対する不安を解消しつつ、また、夫婦が共に受講することで家事育児の共同化が図られるよう、産前からの子育て教室の開催について検討します。
子育て世代に対する意識啓発	婚姻届の提出時に、お互いの家事に対する認識や今後の分担について考える機会となるよう、夫婦が共に記入するリーフレットを配布し啓発を図ります。
児童生徒に対する意識啓発	学齢期から意識啓発をすることで、性別の固定観念に捕らわれず、協力し合う意識を醸成します。
企業への働きかけ・啓発	多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境改善の取組を企業へ促すことにより、子育て世代の親が働きやすい環境の醸成を図ります。
(その他注力していく主な取組) 家庭における家事・育児協働の啓発(広報さんじょう、HP、SNS等による広報)	

(2) 施策の成果・効果指標

指標項目	現 状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産前の子育て教室（子育て拠点施設事業）の参加者数	49人	62人	74人	86人	98人	110人
育児講座（子育て拠点施設）での男性参加率	33.5%	37.0%	41.0%	44.0%	47.0%	50.0%
3か月健康診査のアンケート調査で、「母と父（パートナー）が協力し合っ て家事・育児をしている」と答える人の割合	74.7%	76.0%	80.0%	84.0%	87.0%	90.0%

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」等の推計の趣旨

一人一人の子どもが健やかに成長し、そして、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み育てることができる社会を実現していくためには、それを支える教育・保育の実施体制や地域の子ども・子育て支援事業の提供体制を確かなものとし、さらにそれを円滑に実施していくことが肝要です。

そのため、子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとされています。

〈子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）関係部分抜粋〉

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その

他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

## 2 事業体系

### (1) 幼児期の教育・保育給付の提供

小学校就学前の幼児期における給付サービスとして、幼稚園、保育所及び認定子ども園による「施設型給付」及び小規模保育事業等による「地域型保育給付」(\*)があります。

保育の給付については、保護者からの申請を受け一定の基準に基づき、その必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

※ 「地域型保育給付」：小規模保育事業（認可定員6～19人）、家庭的保育事業（認可定員5人以下）、居宅訪問型保育事業（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）及び事業所内保育事業（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）が地域型保育給付として区分されます。

#### 〈子どものための教育・保育給付（施設型給付費、地域型保育給付費等の支給）〉

認定区分	支給要件	保育必要量 (内容)	利用先
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、2号認定以外のもの	教育標準時間 (※1)	幼稚園 認定子ども園
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 (※2) 保育標準時間 (※3)	保育所 認定子ども園
3号認定	満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 (※2) 保育標準時間 (※3)	保育所 認定子ども園 地域型保育事業

※1 教育標準時間：1日4時間程度の教育

※2 保育短時間：1日最長8時間の保育

※3 保育標準時間：1日最長11時間の保育（三条市：1日最長12時間の保育）

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図るため、子ども・子育て支援法及び児童福祉法において地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている下表の事業について、地域の実情に応じた子ども・子育て支援に取り組みます。

#### 〈地域子ども・子育て支援事業〉

No.	事業名
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
6	子育て短期支援事業
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
8	養育支援訪問事業
9	地域子育て支援拠点事業
10	一時預かり事業
11	病児・病後児保育事業
12	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
13	妊婦健康診査
14	産後ケア事業
15	妊産婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
17	子育て世帯訪問支援事業
18	児童育成支援拠点事業
19	親子関係形成支援事業

## 3 提供区域の設定

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定に当たっては、当市の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を踏まえ、サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、区域設定を次のとおりとします。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

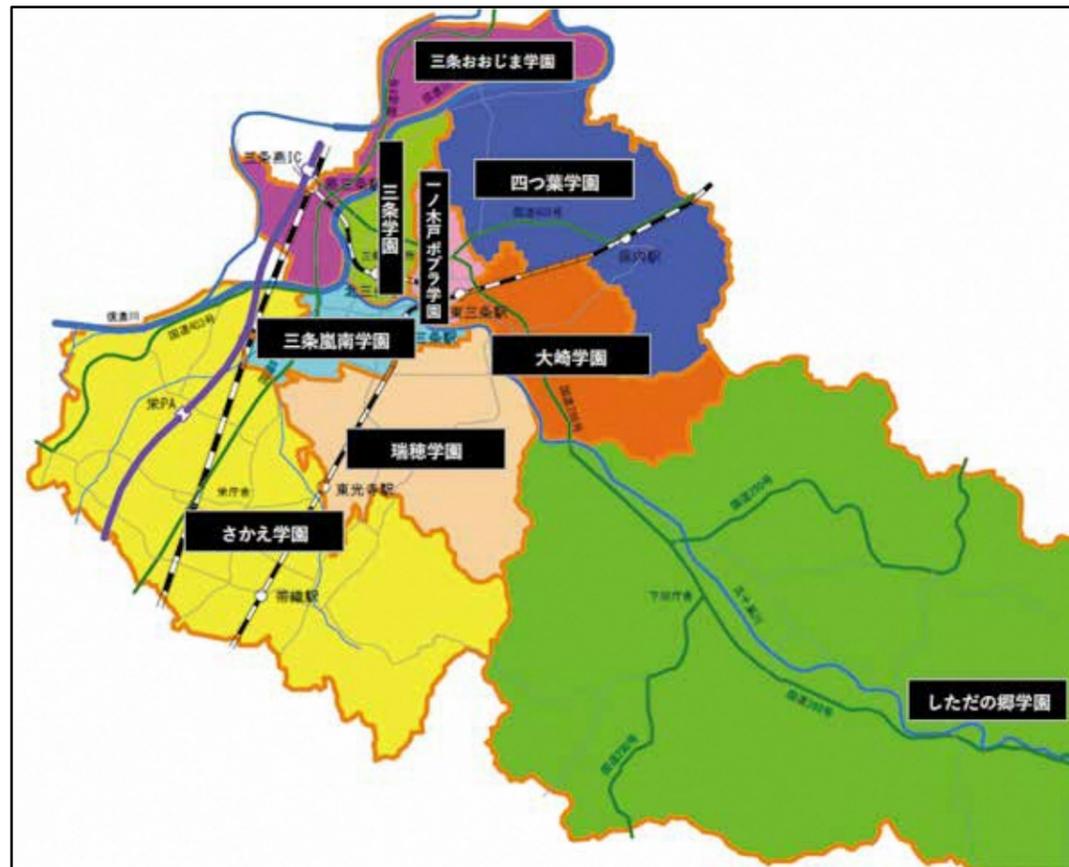
(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域

認定区分	区域
1号認定（幼稚園、認定こども園）	市全域
2号認定（保育所、認定こども園）	9区域 ※
3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

提供区域は、延長保育事業については「9区域」、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）については「小学校区を基本として16区域」、その他の事業については「市全域」と設定します。

※ 9区域（学園単位の区域）



※ 児童クラブ、保育所等の所在地域区分

(公)：公立保育所、(私)：私立保育園、(こ)：私立認定こども園、(地)：地域型保育事業施設、(幼)：私立幼稚園

区域（小中学校）	児童クラブ	保育所等	子育て拠点施設等
三條風南学園区域 （第一中、風南小）	嵐南児童クラブ さんさん児童クラブ（東本成寺・島田）	嵐南保育所(公) 本成寺保育園(私) 北陽保育園(私) きらきら保育園(私) なでしこ青空保育園(私) 新潟県済生会三條病院附属保育園たんぼぼ(地)	きらきら保育園子育て支援センター 本成寺保育園子育て支援センター 病児・病後児保育ルームなのはな
一ノ木戸ポプラ学園区域 （第二中、一ノ木戸小）	一ノ木戸児童クラブ ポプラ児童クラブ	にじいろ保育園（私） 一ノ門わくわくこども園（こ） 田島わくわくこども園（こ） 認定こども園三條百合幼稚園（こ） 認定こども園インマヌエル・ルーテル幼稚園（こ）	田島わくわくこども園子育て支援センター 子育て拠点施設あそぼって
三條学園区域 （第三中、裏館小、上林小）	裏館児童クラブ 上林児童クラブ	裏館保育所(公) 認定こども園松葉幼稚園（こ） 石上どれみこども園（こ） あさひ保育園(地) ハッピー第六保育園(地) 宝塔院幼稚園(幼)	
四つ葉学園区域 （第四中、井栗小、旭小、保内小）	井栗児童クラブ 旭児童クラブ 保内児童クラブ	保内保育所(公) 塚野目保育所(公) ふじの木保育園(私)	保内保育所子育て支援センター
瑞穂学園区域 （本成寺中、西鱈田小、月岡小）	西鱈田児童クラブ 月岡児童クラブ	鱈田保育所(公) 月岡保育所(公) 聖公会聖母こども園（こ）	月岡保育所子育て支援センター
三條おおじま学園区域 （大島中、須頃小、大島小）	須頃児童クラブ 大島児童クラブ	須頃保育所(公) 済生会新潟県中央基幹病院併設なでしこぼかぼか保育園(地)	病児・病後児保育ルームなでしこぼかぼか
大崎学園区域	大崎児童クラブ	つくし保育園(私) 第二つくし保育園(私) ひまわり保育園(私) 認定こども園 Sanjo 森のようちえん(こ)	つくし保育園子育て支援センター 大崎児童館
さかえ学園区域 （栄中、栄中央小、栄北小、大面小）	さかえ児童クラブ いちい児童クラブ	栄中央保育所(公) あいあい保育園(私) 川通どれみこども園（こ） ハッピー第七保育園(地)	あいあい保育園子育て支援センター 子育て拠点施設すまいるランド
しただの郷学園区域 （下田中、長沢小、笹岡小、大浦小、森町小、飯田小）	長沢児童クラブ 飯田児童クラブ	千代が丘保育所(公) いいた保育園(私)	千代が丘保育所子育て支援センター

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

1号から3号までの認定区分及び教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み(入所児童数)」は、住民基本台帳人口(令和6年5月1日現在)から推計した児童数に年齢別入所率(令和元年度から5年度までの平均)を乗じて算定しました。

それに対応するための「確保方策」については、教育・保育施設及び地域型保育事業実施施設へ調査を行い設定しました。

(1) 教育・保育施設全体

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 合計①		2,525	2,383	2,192	2,012	1,912
1号	満3歳～5歳児	118	111	100	89	84
	3歳児～5歳児	1,558	1,474	1,324	1,180	1,111
3号	0歳児	156	151	144	140	137
	1歳児	309	303	292	279	269
	2歳児	384	344	332	324	311
	計	849	798	768	743	717
確保方策 合計②		3,268	3,223	3,178	3,158	3,158
1号	幼稚園	45	45	—	—	—
	認定こども園	196	196	196	196	196
	計	241	241	196	196	196
2号	認定こども園	321	321	321	321	321
	保育所	1,532	1,508	1,508	1,496	1,496
	計	1,853	1,829	1,829	1,817	1,817
3号	認定こども園	218	218	218	218	218
	保育所	873	852	852	844	844
	地域型保育事業	83	83	83	83	83
	計	1,174	1,153	1,153	1,145	1,145
② - ①		743	840	986	1,146	1,246

(2) 1号認定(教育)

幼稚園及び認定こども園において、教育標準時間認定を受けた満3歳から5歳児までの教育を行います。

市内の幼稚園及び認定こども園は、入園希望者が全員入園できる定員であるため、量の見込みに対する確保量が不足することは想定していません。

《提供区域：市全域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		118	111	100	89	84
確保方策	幼稚園	45	45	—	—	—
	認定こども園	196	196	196	196	196
	合計②	241	241	196	196	196
② - ①		123	130	96	107	112

(3) 2号認定(保育)

保育所及び認定こども園において、保育認定を受けた3歳児から5歳児の保育を行います。

各地域において量の見込みが確保方策を上回る年度については、定員の弾力運用による児童の受入れや隣接する地域の保育所等での受入れにより、量の確保に努めます。

《提供区域：市全域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		1,558	1,474	1,324	1,180	1,111
確保方策	認定こども園	321	321	321	321	321
	保育所	1,532	1,508	1,508	1,496	1,496
	合計②	1,853	1,829	1,829	1,817	1,817
② - ①		295	355	505	637	706

《提供区域：三条嵐南学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		303	263	241	211	219
確保方策	認定こども園	—	—	—	—	—
	保育所	343	340	340	340	340
	合計②	343	340	340	340	340
② - ①		40	77	99	129	121

《提供区域：一ノ木戸ポプラ学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		202	189	164	137	123
確保方策	認定こども園	121	121	121	121	121
	保育所	60	54	54	54	54
	合計②	181	175	175	175	175
② - ①		-21	-14	11	38	52

《提供区域：三条学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		199	180	160	140	143
確保方策	認定こども園	98	98	98	98	98
	保育所	114	114	114	114	114
	合計②	212	212	212	212	212
② - ①		13	32	52	72	69

《提供区域：四つ葉学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		145	143	123	114	97
確保 方策	認定こども園	—	—	—	—	—
	保育所	288	288	288	288	288
	合計②	288	288	288	288	288
②－①		143	145	165	174	191

《提供区域：瑞穂学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		199	196	175	149	127
確保 方策	認定こども園	60	60	60	60	60
	保育所	158	158	158	158	158
	合計②	218	218	218	218	218
②－①		19	22	43	69	91

《提供区域：三条おおじま学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		77	88	91	99	100
確保 方策	認定こども園	—	—	—	—	—
	保育所	90	90	90	90	90
	合計②	90	90	90	90	90
②－①		13	2	-1	-9	-10

《提供区域：大崎学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		182	176	154	136	119
確保 方策	認定こども園	15	15	15	15	15
	保育所	197	188	188	188	188
	合計②	212	203	203	203	203
②－①		30	27	49	67	84

《提供区域：さかえ学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		164	151	133	114	102
確保 方策	認定こども園	27	27	27	27	27
	保育所	178	178	178	172	172
	合計②	205	205	205	199	199
②－①		41	54	72	85	97

《提供区域：しただの郷学園区域》

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		87	88	83	80	81
確保 方策	認定こども園	—	—	—	—	—
	保育所	104	98	98	92	92
	合計②	104	98	98	92	92
②－①		17	10	15	12	11

(4) 3号認定（保育）

保育所、認定こども園及び地域型保育事業において、保育認定を受けた0歳児から2歳児の保育を行います。

各地域において量の見込みが確保方策を上回る年度については、定員の弾力運用による児童の受入れや隣接する地域の保育所等での受入れにより、量の確保に努めます。

《提供区域：市全域》

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み①		156	309	384	151	303	344	144	292	332	140	279	324	137	269	311
		849			798			768			743			717		
確保 方策	認定こども園	36	75	107	36	75	107	36	75	107	36	75	107	36	75	107
	保育所	155	316	402	153	308	391	153	308	391	152	306	386	152	306	386
	地域型保育事業	26	27	30	26	27	30	26	27	30	26	27	30	26	27	30
	合計②	217	418	539	215	410	528	215	410	528	214	408	523	214	408	523
		1,174			1,153			1,153			1,145			1,145		
②－①		61	109	155	64	107	184	71	118	196	74	129	199	77	139	212
		325			355			385			402			428		

《提供区域：三条嵐南学園区域》

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み①		30	60	56	29	58	67	28	56	65	27	54	63	26	53	60
		146			154			149			144			139		
確保 方策	認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保育所	38	75	94	36	72	92	36	72	92	36	72	92	36	72	92
	地域型保育事業	9	8	8	9	8	8	9	8	8	9	8	8	9	8	8
合計②		47	83	102	45	80	100	45	80	100	45	80	100	45	80	100
		232			225			225			225			225		
②－①		17	23	46	16	22	33	17	24	35	18	26	37	19	27	40
		86			71			76			81			86		

《提供区域：一ノ木戸ポプラ学園区域》

(単位：人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	18	35	49	17	34	39	16	32	38	15	31	36	15	29	34	
	102			90			86			82			78			
確保 方策	認定 こども園	16	35	46	16	35	46	16	35	46	16	35	46	16	35	46
	保育所	9	15	16	9	15	17	9	15	17	9	15	17	9	15	17
	地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計②	25	50	62	25	50	63	25	50	63	25	50	63	25	50	63
	137			138			138			138			138			
② - ①	7	15	13	8	16	24	9	18	25	10	19	27	10	21	29	
	35			48			52			56			60			

《提供区域：三条学園区域》

(単位：人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	22	44	46	21	43	50	21	42	48	20	40	46	20	39	45	
	112			114			111			106			104			
確保 方策	認定 こども園	7	16	29	7	16	29	7	16	29	7	16	29	7	16	29
	保育所	8	24	34	8	24	34	8	24	34	8	24	34	8	24	34
	地域型 保育事業	9	10	12	9	10	12	9	10	12	9	10	12	9	10	12
	合計②	24	50	75	24	50	75	24	50	75	24	50	75	24	50	75
	149			149			149			149			149			
② - ①	2	6	29	3	7	25	3	8	27	4	10	29	4	11	30	
	37			35			38			43			45			

《提供区域：四つ葉学園区域》

(単位：人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	14	27	42	14	27	29	13	26	28	13	25	28	13	24	28	
	83			70			67			66			65			
確保 方策	認定 こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保育所	24	52	66	24	52	66	24	52	66	24	52	66	24	52	66
	地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計②	24	52	66	24	52	66	24	52	66	24	52	66	24	52	66
	142			142			142			142			142			
② - ①	10	25	24	10	25	37	11	26	38	11	27	38	11	28	38	
	59			72			75			76			77			

《提供区域：瑞穂学園区域》

(単位：人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	17	34	54	17	34	38	16	33	36	16	31	36	15	30	35	
	105			89			85			83			80			
確保 方策	認定 こども園	8	15	18	8	15	18	8	15	18	8	15	18	8	15	18
	保育所	12	28	42	12	28	42	12	28	42	12	28	42	12	28	42
	地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計②	20	43	60	20	43	60	20	43	60	20	43	60	20	43	60
	123			123			123			123			123			
② - ①	3	9	6	3	9	22	4	10	24	4	12	24	5	13	25	
	18			34			38			40			43			

《提供区域：三条おおじま学園区域》

(単位：人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	14	27	30	14	27	30	14	28	30	14	27	31	15	27	30	
	71			71			72			72			72			
確保 方策	認定 こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保育所	6	16	18	6	16	18	6	16	18	6	16	18	6	16	18
	地域型 保育事業	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計②	11	21	23	11	21	23	11	21	23	11	21	23	11	21	23
	55			55			55			55			55			
② - ①	-3	-6	-7	-3	-6	-7	-3	-7	-7	-3	-6	-8	-4	-6	-7	
	-16			-16			-17			-17			-17			

《提供区域：大崎学園区域》

(単位：人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	16	32	48	15	31	36	14	29	34	14	28	33	13	26	31	
	96			82			77			75			70			
確保 方策	認定 こども園	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5
	保育所	32	56	60	32	51	54	32	51	54	32	51	54	32	51	54
	地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計②	32	56	65	32	51	59	32	51	59	32	51	59	32	51	59
	153			142			142			142			142			
② - ①	16	24	17	17	20	23	18	22	25	18	23	26	19	25	28	
	57			60			65			67			72			

《提供区域：さかえ学園区域》

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み①		13	28	39	13	27	32	13	26	30	12	25	28	12	23	26
		80			72			69			65			61		
確保方策	認定 こども園	5	9	9	5	9	9	5	9	9	5	9	9	5	9	9
	保育所	16	28	38	16	28	38	16	28	38	16	28	34	16	28	34
	地域型 保育事業	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
	合計②	24	41	52	24	41	52	24	41	52	24	41	48	24	41	48
② - ①		11	13	13	11	14	20	11	15	22	12	16	20	12	18	22
		37			45			48			48			52		

《提供区域：しただの郷学園区域》

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み①		12	22	20	11	22	23	9	20	23	9	18	23	8	18	22
		54			56			52			50			48		
確保方策	認定 こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保育所	10	22	34	10	22	30	10	22	30	9	20	29	9	20	29
	地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計②	10	22	34	10	22	30	10	22	30	9	20	29	9	20	29
② - ①		-2	0	14	-1	0	7	1	2	7	0	2	6	1	2	7
		12			6			10			8			10		

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業（基本型）と、母子保健と児童福祉が連携・共同して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する事業（こども家庭センター型）があります。

当市においては、こども家庭センター型を採用し、子育て支援課（子ども家庭サポートセンター）、市内の子育て支援センター及び子育て拠点施設において実施している相談対応等の充実を図ります。

《提供区域：市全域》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	量の見込み①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② - ①		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 延長保育事業

市内全ての保育所、認定こども園及び地域型保育事業において、通常の利用日及び利用時間以外の日等の延長保育事業を実施しています。

量の見込みは、区域ごとの第2、3号認定の見込量に延長保育平均利用率を乗じて算出しています。今後も、保育認定を受けた児童の希望者に対し、保育時間のニーズを把握しながら延長保育事業を行ってまいります。

《提供区域：市全域》 34か所

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,148	1,084	997	917	873
確保方策②	3,027	2,982	2,982	2,962	2,962
② - ①	1,879	1,898	1,985	2,045	2,089

《提供区域：三条嵐南学園区域》 6か所

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	214	199	186	169	171
確保方策②	575	565	565	565	565
② - ①	361	366	379	396	394

《提供区域：一ノ木戸ポプラ学園区域》 5か所

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	145	133	119	104	96
確保方策②	318	313	313	313	313
② - ①	173	180	194	209	217

《提供区域：三条学園区域》 5か所

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	148	140	129	117	118
確保方策②	361	361	361	361	361
② - ①	213	221	232	244	243

《提供区域：四つ葉学園区域》 3か所 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	109	102	91	86	77
確保方策②	430	430	430	430	430
② - ①	321	328	339	344	353

《提供区域：瑞穂学園区域》 3か所 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	145	136	124	111	99
確保方策②	341	341	341	341	341
② - ①	196	205	217	230	242

《提供区域：三条おおじま学園区域》 2か所 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	71	76	78	82	82
確保方策②	145	145	145	145	145
② - ①	74	69	67	63	63

《提供区域：大崎学園区域》 4か所 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	133	123	110	101	90
確保方策②	365	345	345	345	345
② - ①	232	222	235	244	255

《提供区域：さかえ学園区域》 4か所 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	116	106	96	85	78
確保方策②	322	322	322	312	312
② - ①	206	216	226	227	234

《提供区域：しただの郷学園区域》 2か所 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	67	69	64	62	62
確保方策②	170	160	160	150	150
② - ①	103	91	96	88	88

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者が特定教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具その他の必要な物品購入費や行事参加費などを、世帯所得の状況等により助成します。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するなどにより、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保する事業です。

当市では、事業者に対して相談対応、助言等を行い、必要に応じて事業の実施を検討します。

(5) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

当市では、小学校区を基本としながら地域の実情に応じて18か所に児童クラブを設置しています。小学校又は義務教育学校に就学している4年生までの児童で、放課後帰宅しても保護者が就労等により不在の児童に対して、放課後の居場所の一つとして、安全に安心して遊びや生活ができる場を提供しています。5年生以上は、個々の事情に応じて受入れを行っています。

量の見込みは、児童クラブ平均登録率を算出し、推計の小学校児童数に乗じています。量の見込みが上回るクラブについては、必要に応じて施設整備等を行うほか、小学校の特別教室等を利用しながら、受入体制の充実に努めます。

《提供区域：市全域》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,031	975	943	909	847
1年生	328	295	304	296	244
2年生	319	301	270	278	272
3年生	236	238	227	201	211
4年生	140	133	134	127	114
5年生	6	6	6	5	4
6年生	2	2	2	2	2
確保方策②	1,185	1,185	1,185	1,185	1,185
② - ①	154	210	242	276	338

《提供区域：一ノ木戸小学校区（一ノ木戸児童クラブ、ポプラ児童クラブ）》

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	136	125	118	116	109
1年生	37	35	36	35	28
2年生	36	37	34	35	35
3年生	40	29	30	28	29
4年生	21	22	16	17	16
5年生	2	2	2	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	145	145	145	145	145
②－①	9	20	27	29	36

《提供区域：嵐南小学校区（嵐南児童クラブ）》

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	196	187	178	176	153
1年生	62	58	55	58	36
2年生	58	59	54	52	55
3年生	47	43	44	41	39
4年生	28	26	24	24	22
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	201	201	201	201	201
②－①	5	14	23	25	48

《提供区域：裏館小学校区（裏館児童クラブ）》

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	132	121	117	110	96
1年生	34	31	34	33	20
2年生	44	33	30	33	32
3年生	31	36	28	25	28
4年生	22	20	24	18	16
5年生	1	1	1	1	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	95	95	95	95	95
②－①	-37	-26	-22	-15	-1

《提供区域：上林小学校区（上林児童クラブ）》

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	23	26	27	28	28
1年生	11	11	10	10	9
2年生	6	9	9	8	9
3年生	4	4	6	6	6
4年生	2	2	2	4	4
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	44	44	44	44	44
②－①	21	18	17	16	16

《提供区域：井栗小学校区（井栗児童クラブ）》

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	43	42	47	45	45
1年生	15	15	17	12	15
2年生	12	14	15	16	12
3年生	10	8	10	11	12
4年生	6	5	5	6	6
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	80	80	80	80	80
②－①	37	38	33	35	35

《提供区域：旭小学校区（旭児童クラブ）》

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	13	9	8	6	7
1年生	1	2	3	2	2
2年生	5	1	1	2	2
3年生	3	4	1	1	2
4年生	4	2	3	1	1
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	14	14	14	14	14
②－①	1	5	6	8	7

《提供区域：西鱒田小学校区（西鱒田児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	41	36	35	29	31
1年生	15	11	12	8	14
2年生	12	12	9	10	7
3年生	8	9	9	6	7
4年生	6	4	5	5	3
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	48	48	48	48	48
②－①	7	12	13	19	17

《提供区域：月岡小学校区（月岡児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	75	72	67	74	67
1年生	29	28	26	34	22
2年生	28	25	24	23	29
3年生	15	16	14	14	13
4年生	3	3	3	3	3
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	94	94	94	94	94
②－①	19	22	27	20	27

《提供区域：大崎学園校区（大崎児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	160	149	142	128	122
1年生	49	41	43	38	37
2年生	51	44	37	38	34
3年生	34	40	34	28	30
4年生	24	22	26	22	19
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
確保方策②	162	162	162	162	162
②－①	2	13	20	34	40

《提供区域：保内小学校区（保内児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	27	28	28	26	27
1年生	8	11	10	9	10
2年生	12	6	9	8	7
3年生	4	8	4	6	6
4年生	3	3	5	3	4
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	42	42	42	42	42
②－①	15	14	14	16	15

《提供区域：大島小学校区（大島児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	10	12	11	12	14
1年生	3	3	4	4	4
2年生	2	4	3	4	5
3年生	4	2	3	2	3
4年生	1	3	1	2	2
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	15	15	15	15	15
②－①	5	3	4	3	1

《提供区域：須頃小学校区（須頃児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	38	37	39	38	39
1年生	15	10	14	12	15
2年生	12	14	9	13	10
3年生	6	9	11	7	10
4年生	5	4	5	6	4
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	48	48	48	48	48
②－①	10	11	9	10	9

《提供区域：栄中央小学校区（さかえ児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	53	54	50	49	39
1年生	17	17	14	16	7
2年生	17	17	16	14	15
3年生	12	13	13	12	10
4年生	7	7	7	7	7
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	57	57	57	57	57
②－①	4	3	7	8	18

《提供区域：栄北小学校区・大面小学校区（いちい児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	39	37	37	34	33
1年生	15	10	11	10	12
2年生	11	14	10	11	9
3年生	8	8	11	7	8
4年生	5	5	5	6	4
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	45	45	45	45	45
②－①	6	8	8	11	12

《提供区域：長沢小学校区・笹岡小学校区・大浦小学校区（長沢児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	13	9	8	9	10
1年生	7	3	4	6	5
2年生	4	4	2	2	4
3年生	2	2	2	1	1
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	43	43	43	43	43
②－①	30	34	35	34	33

《提供区域：森町小学校区・飯田小学校区（飯田児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	11	9	11	9	7
1年生	5	4	6	4	3
2年生	4	3	3	4	2
3年生	2	2	2	1	2
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保方策②	28	28	28	28	28
②－①	17	19	17	19	21

《提供区域：市全域（さんさん児童クラブ）》 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	21	22	20	20	20
1年生	5	5	5	5	5
2年生	5	5	5	5	5
3年生	6	5	5	5	5
4年生	3	5	3	3	3
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
確保方策②	24	24	24	24	24
②－①	3	2	4	4	4

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、短期入所生活援助（ショートステイ）事業や夜間養護等（トワイライトステイ）事業などの枠組みがあります。

当市では、利用希望があった場合は、児童相談所による一時保護や里親委託で対応しており、引き続き、児童相談所との連携を密に取り対応していきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげます。

産婦・乳児訪問指導において、出産後2か月までの希望があった乳児とその母に対し助産師が訪問し、母子の健康状態の確認及び育児指導、産後うつ・育児不安に関する相談指導等を行い、あわせて虐待の早期発見に努めます。

そのほか、産婦・乳児訪問指導の希望がなかった家庭については、看護師等が乳児訪問を行い、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び相談を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

《提供区域：市全域》 実人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	385	368	357	344	331
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制：助産師、看護師等による家庭訪問</li> <li>・実施機関：子育て支援課</li> </ul>				

(8) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱え、特別な支援が必要な家庭を対象に、相談、指導、助言などの必要な支援を行う事業です。

若年妊婦や精神的疾患等がある妊婦に対して、妊娠・出産・育児への不安を感じる妊娠期から出産後間もない時期に家庭に助産師等が訪問し、適切な助言をするとともに、関係機関との連携を作ることにより、育児の孤立を防ぎ子どもの虐待を予防します。

《提供区域：市全域》 実人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制：助産師等による家庭訪問 子育て支援者、ヘルパー等による家庭訪問</li> <li>・実施機関：子育て支援課</li> </ul>				

(9) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。当市では、2か所の子育て拠点施設と8か所の子育て支援センターで実施しています。

《提供区域：市全域》 延べ人数（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	子育て拠点施設	77,000	79,000	81,000	83,000	85,000
	子育て支援センター	13,000	13,130	13,261	13,394	13,528
	合計①	90,000	92,130	94,261	96,394	98,528
確保方策	子育て拠点施設	67,200 (2か所)	67,200 (2か所)	67,200 (2か所)	67,200 (2か所)	67,200 (2か所)
	子育て支援センター	38,880 (8か所)	38,880 (8か所)	38,880 (8か所)	38,880 (8か所)	38,880 (8か所)
	合計②	106,080 (10か所)	106,080 (10か所)	106,080 (10か所)	106,080 (10か所)	106,080 (10か所)
② - ①		16,080	13,950	11,819	9,686	7,552

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。当市では、8か所の子育て支援センターにおいて実施しています。

子どもの人数は減少傾向にありますが、核家族化の進行や就労形態の多様化への対応、育児負担の軽減のための利用のニーズは一定程度あると考えられます。

一方で、令和8年度に本格実施となる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が開始されることから、一時預かり事業の利用が減少していくことが見込まれますが、利用時間に制限がないことや複数の施設で展開されているなど、利便性のよさを周知・広報し、利用の増加につなげていきます。

なお、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、各施設の意向を踏まえ、引き続き私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育で対応していきます。

《提供区域：市全域》 8か所 延べ人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	987	938	892	848	806
確保方策②	7,776	7,776	7,776	7,776	7,776
② - ①	6,789	6,838	6,884	6,928	6,970

(11) 病児・病後児保育事業

病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難で、かつ、保護者の事情により家庭で保育できない児童を、医療機関等併設の専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施します。

平成28年度に開設した病児・病後児保育ルーム「なのはな」に加えて、令和6年度からは、病児・病後児保育ルーム「なでしこぽかぽか」において事業を実施しています。

《提供区域：市全域》 2か所 延べ人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
確保方策②	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
② - ①	30	30	30	30	30

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助をしてほしい方と、子育ての援助をしたい方が会員となり、仕事と子育ての両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育つように会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。

当市では、民間の子育て支援団体において同様の育児支援サービスが提供されていることから、従来どおり各支援団体におけるサービス提供者の養成及びスキルアップのための講座実施を通じ、各支援団体の活動基盤強化の支援を行うほか、利用者にとってより利用しやすいサービスとなるよう進めていきます。

《提供区域：市全域》 延べ人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	200	200	200	200	200
確保方策②	500	500	500	500	500
②－①	300	300	300	300	300

(13) 妊婦健康診査

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に役立てるため、健康診査を行います。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあることから、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性が一層高まっています。

妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査委託契約機関にて定期的な妊婦健康診査の受診を勧めます。

《提供区域：市全域》 延べ人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,800	4,660	4,520	4,380	4,240
確保量・確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所：当市が指定する医療機関等</li> <li>・検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等）</li> <li>・実施時期：①妊娠初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24～35週：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩：1週間に1回</li> </ul>				

※ 「量の見込み」については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの

(14) 産後ケア事業

出産後1年未満の母親及び乳児に対して、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。産後ケア事業には、短期入所型（ショートステイ型）、通所型（デイサービス型）及び訪問型（アウトリーチ型）の3種類があります。

《提供区域：市全域》 延べ人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	196	192	188	184	180
確保方策②	196	192	188	184	180
②－①	0	0	0	0	0

(15) 妊産婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐための伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体的に実施します。

《提供区域：市全域》 延べ人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,056	1,034	1,012	990	968
確保方策② （こども家庭センター）	1,056	1,034	1,012	990	968
②－①	0	0	0	0	0

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施します。

《提供区域：市全域》

延べ人数（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み①	—	528	528	528	528
	確保方策②	—	528	528	528	528
②－①		—	0	0	0	0
1歳児	量の見込み①	—	264	264	264	264
	確保方策②	—	264	264	264	264
②－①		—	0	0	0	0
2歳児	量の見込み①	—	264	264	264	264
	確保方策②	—	264	264	264	264
②－①		—	0	0	0	0

(17) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児の支援を実施します。

《提供区域：市全域》

延べ人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	480	528	576	624	672
確保方策②	480	528	576	624	672
②－①	0	0	0	0	0

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱えるなど、家庭や学校に居場所を求めることが困難な児童等に対して当該児童の拠り所となる場を創設しつつ、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うほか、児童及び家庭の状況を踏まえ、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後、支援を要する児童等の拠り所となる、こうした場の在り方を検討していきます。

《提供区域：市全域》

実人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	25	40	40	40	40
確保方策②	25	40	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

(19) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

当市では、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育講座を実施していますが、今後も親子の関係性や児童等の状況に応じた、新たな講座の充実を図ります。

《提供区域：市全域》

実人数（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	196	216	236	256	276
確保方策②	196	216	236	256	276
②－①	0	0	0	0	0

## 第7章 すまいる子ども・若者プランの推進

### 1 プランの推進体制

本計画の推進にあたっては、総合計画や他の個別計画等との整合性を図るとともに、教育委員会内の連携はもちろん関係部署と調整しつつ、全庁的に取組を進めます。

また、子ども・若者支援や子育て支援の推進に当たっては、行政のみでは困難であることから、市民、各種団体・機関、企業等、地域や民間の活力と連携・協力を図りながら進めます。

なお、本プランの取組については、PDCAの考えの下、「三条市こども未来委員会」において、毎年度各施策の取組の実施状況を点検・評価（5月頃）するとともに、その結果と変化している子ども・子育てを取り巻く環境を踏まえ、次年度注力すべき施策や具体的な取組について審議（12月頃）します。

#### 〈三条市こども未来委員会条例（平成26年条例第1号）関係部分抜粋〉

(所掌事務)	
第2条	委員会は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じて本市の子ども及び若者の育成支援に関する事項について調査審議する。
※	子ども・子育て支援法第72条1項各号
	第7章 市町村等における合議制の機関
第72条	市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
(1)	特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
(2)	特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
(3)	市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
(4)	当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
2	前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
3	前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
4・5	(略)

### 2 プランの成果指標

プランの目的に対する達成度合いとして、子どもや子育て世代が肌としてどう感じているかを見取り、次のようにプランの成果指標として設定し、目標値が達成できるよう各種施策を推進していきます。

#### 〈第3期すまいる子ども・若者プラン 成果指標〉

(単位：%)

項目	指標の方向性	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1 放課後に「何もしない」と答えた児童生徒の割合（複数回答のうち）	↓	2.8	2.3
2 放課後に「楽しく過ごせている」と答えた児童生徒の割合（複数回答のうち）	↑	93.5	96.0
3 遊びや活動で「やりたいと思ったがやれなかったものがある」と答えた児童生徒の割合	↓	26.0	25.5
4 子育てに幸せを感じている人の割合	↑	84.5 【90.9】	90.0 【96.5】
5 子育てに不安を感じている人の割合	↓	63.3 【68.2】	55.0 【60.0】
6 子育てを負担と感じている人の割合	↓	24.0 【30.5】	20.0 【26.5】
7 合計特殊出生率	↑	1.12	1.43

※ 4から7までは、現状値は令和5年度現在、目標値は令和10年度現在

※ 【 】内の数値については、就学前児童のみの参考値

※ 項目1から6までの数値データの出典は、次のとおり

項目	実施アンケート	設問と回答	アンケート対象者
1		「あなたは、放課後（学校が終わってから夕飯まで）を何をして過ごすことが多いですか(複数回答)」の設問に対する「何もしない」の回答	市内全小中学校の児童生徒
2	三条市子どもの居場所づくりに関するアンケート（毎年実施）	「あなたは、放課後（学校が終わってから夕飯まで）を楽しく過ごせていますか」の設問に対する「とても楽しい」「楽しい」の回答	
3		「あなたは、これまで、遊びや活動で、やりたかったけれどやれなかったことがありますか」の設問に対する「ある」の回答	
4	○ 三条市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(すまいる子ども・若者プラン策定の際に実施)	「子育てに幸せを感じている」の設問に対する「そう思う」「ややそう思う」の回答	○ 三条市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 就学前児童、小学生、中学生の保護者から抽出 ○ 健診等の事業や公立保育所在在の保護者向けのアンケート [0歳児]10か月児健康相談会 [1歳児]1歳6か月児健診 [2歳児]2歳児歯科健診 [3歳児から5歳児]市内全公立保育所3歳以上児クラス
5	○ 健診等の事業や公立保育所在在の保護者向けのアンケート(進捗管理のため、毎年参考値として実施)	「子育てに関して不安や悩みがある」の設問に対する「ある」の回答	
6		「子育てに負担を感じる」の設問に対する「そう思う」「ややそう思う」の回答	

## 1 関係法令

## ● こども基本法（令和4年法律第77号） ※ 関係部分抜粋

（都道府県こども計画等）

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## ● 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号） ※ 関係部分抜粋

（都道府県子ども・若者計画等）

- 第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したとき

も、同様とする。

## ● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）

## ※ 関係部分抜粋

（都道府県計画等）

- 第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## ● 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号） ※ 関係部分抜粋

（市町村行動計画）

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めな

ればならない。

- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

● **子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ※ 関係部分抜粋**

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇

用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- (4) 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

● **三条市子ども未来委員会条例（平成 26 年条例第 1 号）**

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、三条市子ども未来委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じて本市の子ども及び若者の育成支援に関する事項について調査審議する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選任された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 第3期すまいる子ども・若者プラン策定の経過

### (1) こども未来委員会会議の開催経過

開催日	内容
令和6年 7月30日	令和6年度第2回会議（第2期すまいる子ども・若者プランの総括及び第3期すまいる子ども・若者プランの構成等について）
令和6年 10月18日	令和6年度第3回会議（第3期すまいる子ども・若者プランの問題意識と考え方について）
令和6年 11月25日	令和6年度第4回会議（第3期すまいる子ども・若者プラン素案（第5章まで）について）
令和6年 12月20日	令和6年度第5回会議（第3期すまいる子ども・若者プラン素案（第6章・第7章）について（素案の決定について））
令和7年 3月24日	令和6年度第6回会議（第3期すまいる子ども・若者プランの決定について）

### (2) アンケートの実施概要

ア 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

#### (ア) 対象及び対象者数

対 象	対象者数	回答者数	回答率
市内の就学前児童の保護者	600人	308人	51.3%
市内の小学生の保護者	900人	499人	55.4%
市内の中学生の保護者	450人	236人	52.4%
市内の16歳から18歳（高校生相当年齢）までの本人	450人	203人	45.1%
合 計	2,400人	1,246人	51.9%

(イ) 調査期間 令和5年12月23日から令和6年1月10日まで

(ロ) 実施方法 調査票の返送又はインターネット環境での回答による。

イ 子どもの居場所づくりに関するアンケート調査

#### (ア) 対象及び対象者数

対 象	対象者数	回答者数	回答率
市内の小学生	4,142人	3,038人	73.3%
市内の中学生	2,205人	1,570人	71.2%
※ 学年不明の回答		68人	
合 計	6,347人	4,676人	73.7%

(イ) 調査期間 令和6年10月7日から10月16日まで

(ロ) 実施方法 児童生徒のタブレット端末からアンケートフォームでの回答による。

(3) 意見聴取の実施概要（パブリックコメント）

ア 市民向けパブリックコメント

- (ア) 対 象 市民（広く年齢層を問わない。）
- (イ) 実施期間 令和7年2月25日から3月17日まで
- (ウ) 応募件数 0件

イ 子ども向けパブリックコメント

- (ア) 対 象 子ども（市内の小中学生）
- (イ) 実施期間 令和7年2月25日から3月17日まで
- (ウ) 応募件数 5件（2人）

3 三条市子ども未来委員会委員名簿

区 分	氏 名	推薦団体等
1号	◎ 真壁あさみ	新潟青陵大学
2号	○ 佐藤 栄	三条市民生委員児童委員協議会
	山村 興司	三条商工会議所
	栗山 留美	三条市私立保育園・認定こども園連盟
	与 斉 利夫	三条市私立幼稚園、認定こども園連盟
	福田 睦	三条市小学校長会
	山田 好一	三条市中学校長会
	近藤 美雪	特定非営利活動法人三条おやこ劇場
	宮島 敏明	三条市青少年育成市民会議
3号	森山 直樹	三条市私立保育園・認定こども園連盟
	山崎 京子	三条市私立幼稚園、認定こども園連盟
	工藤 祐也	三条市PTA連合会
4号	石塚 泰子	一般公募
	金子 和保	
	高橋 憲示	
計	15名	

(注) ◎：委員長 ○：副委員長

※ 令和7年3月現在